

平成27年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

平成27年 9月 9日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 森 田 幸 子 君

2 番 松 村 篤 郎 君

3 番 原 田 寿 賀 美 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 山 下 靖 夫 君

6 番 坂 本 美 智 代 君

7 番 岩 田 恵 一 君

8 番 北 尾 潤 君

9 番 鈴 木 利 明 君

10 番 篠 塚 信 太 郎 君

11 番 東 ま さ 子 君

12 番 山 崎 裕 二 君

13 番 村 山 良 夫 君

14 番 山 田 均 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君						
副	町	長	畠	中	源	一	君					
参	事	伴	田	邦	雄	君						
参	事	山	田	洋	之	君						
総	務	課	長	中	尾	達	也	君				
監	理	課	長	木	南	哲	也	君				
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君		
税	務	課	長	松	山	征	義	君				
住	民	課	長	長	澤	誠	君					
保	健	福	祉	課	長	下	伊	豆	か	お	り	君
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君	
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君		
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君		
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君		
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君		
水	道	課	長	山	内	和	浩	君				
会	計	管	理	者	谷	口	誠	君				
瑞	穂	支	所	長	川	嵩	勇	人	君			
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君				
教	育	課	長	朝	子	照	夫	君				
教	育	次	長	中	尾	裕	之	君				

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番議員・山田 均君、15番議員・山内武夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） おはようございます。

9月7日に開催をされました定例会の一般質問の篠塚議員の消防団員報酬に関します質問におきまして、答弁漏れがございましたので報告させていただきます。

まず、はじめに、普通交付税に算定をされております消防団員の報酬額につきましてご説明をさせていただきます。

人口10万人の行政規模におきまして基準となります団員数等でありますけれども、基準は団員総数が583人で、うち幹部を除きます団員は478人となっております。

また、一般団員の団員報酬であります、1人年間3万6,500円となっております、篠塚議員が言われておりました金額、報酬額でございます。これをもとに算定をされました本町の普通交付税の基準財政需要額でございますが、711万3,000円となります。これに対しまして、本町が予算措置をしております団員報酬は、1,767万4,000円でございます、交付税措置を上回っておりますので、本町が差額を留保しているということとはならないものでございます。

次に、団員報酬額でありますけれども、一般団員で比較をしますと、先ほども申し上げましたように、国の交付税の算定報酬額が3万6,500円に対しまして、本町の一般団員報酬額は1万7,000円であります。差が1万9,500円と、国の基準より低いということになるわけですが、人口に占めます消防団員数など、単に金額だけでの比較はできないというふうに思っております。

また、府内市町村の団員報酬はまちまちでございまして、本町と同額程度の市町村も存在するところがございます。各市町村におきます団員数にもよりますが、団員報酬にも差が生じているというふうに理解をしております。

しかしながら、本町の団員報酬が近隣市町と比較をしまして、決して高いものとは言えないというのが現状でございまして、この点につきましては間もなく団も発足10年を迎えることとなりますし、再編等の検討も今後出てくるというふうにも考えられるところがございますので、団員報酬につきましても近隣の状況等を十分に把握いたしまして、改正する必要があるかどうかを検討し、改善に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから平成27年第3回定例議会におきまして、通告書に従いまして、次の3点、町長にお尋ねしたいと思います。

まず1点目には、介護保険制度についてお伺いたします。

8月から新たな利用者の負担増が始まりました。1つには、一定額以上の所得のある高齢者のサービス利用料負担が1割から2割に引き上げされました。2つには、施設利用者の多床室への部屋代の引き上げです。3つには、これまで非課税世帯の施設利用者の方には、食費、部屋代などの軽減措置がありましたが、資産、例えば、家とか、預貯金とか、そういうものがあれば軽減措置から外すと。この3点が8月から適用され利用者負担がふえました。

4月から実施をされました介護報酬の削減によるサービス低下が懸念される中で、さらなる負担増で、利用者と家族にとっては大きな不安と打撃であります。

そこで、本町での現況と対策、対応等についてお伺いしたいと思います。

1つには、一定額の所得のある高齢者の方へのサービス利用料が、介護保険制度始まって以来、初めて2割に引き上げるものであります。利用者の方にとっては、介護保険負担割合証が手元に届いてびっくりされたのではないのでしょうか。既に契約をされておられる方にとっては突然のことで、詐欺ではないかという声もお聞きします。

そこで、本町での要介護認定の人数をお伺いしたいのと、初日の開会日のときには、対象者は36人というようなこともお伺いしまして、平均月額3万5,000円から3万6,000円アップになる。年額42万円から43万2,000円支払わなければならないというような説明をお伺いいたしましたが、こうしたことよっての利用者さんから身近で接しておられるケアマネジャーさんとか、そういった方を通じて相談など、また問い合わせなどはなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。お答えしてまいります。

本年8月からの利用者負担割合の改正によりまして、2割負担となられた要介護認定者数は、平成27年8月24日現在ですけれど、要介護認定者1,179人のうち36人となっております。

また、2割負担となられた方からの問い合わせ件数ですが、1件で、2割負担となる所得基準等の説明を行いまして、ご理解いただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 8月24日現在で、本町での要介護認定者1,179人のうち、1割から2割に引き上げられた方が36人ということをお伺いいただきました。そのことよって問い合わせはどうやったかということ、1件やったということ、説明を聞いて、ふんと言しかないじゃないかということもあります。実情を、本当にそれでご本人さんがやっていけるかどうかということまでお伺いしたのかどうか。その辺の相談はなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） お問い合わせの内容によりまして、この制度の説明をさせていただきます。直接私が説明させていただいたわけではございませんけれども、このようなお問い合わせがあったというふうに担当者から報告を受けたところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 2つには、施設利用者の多床室への部屋代負担であります。大部屋の方なんですけれども、施設入所の方で多床室に入っておられる方は、ほとんど低所得者層の方が多んじゃないかと思えます。日額320円、月額で9,600円。今度、これにプラス、厚生省の試算では、5,000円プラスして月額1万4,600円というようなことも出されておりました。

また、ショートステイの利用者の方は、日額370円が840円、2.27倍です。これを30日使われる方があるかどうかわかりませんが、月額30日利用されたとすれば、1万1,100円が2万5,200円。つまり、1万4,100円増えてくるわけなんですよね。こういったことで、やはりショートステイなんかは特にこれだけ上がるのであれば、利用するのを控えようかという方も出てくるのではないかと。サービス抑制になるのではないかとということも考えられるんですが、現在、多床室利用者の人数はどのぐらいおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年6月サービス提供分の実績をもとに算出したんですけれど、特別養護老人ホームの多床室に入所されている方は、月の途中での入退所も含めまして111人でした。

そのうち、8月から、1日当たりの居住費の自己負担額、370円から840円に変更となる所得段階に該当される方は11人ありまして、その方々が、今言われたとおりです。月途中の入退所なく1カ月間利用された場合には、月額1万4,100円の増額となります。

この改正ですけれど、国において、在宅介護を受けておられる方との、光熱水費の負担の公平性の観点から見直されたものでありまして、改正されました国基準に基づいた対応を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 公平性ということをおっしゃるんですけれども、我が家もショートステイを利用させてもらってるんですけど、やはり年金で出ない場合、家族が支払うわけですよね、その分をね。そら、しょうがないという部分もあるんですけど、それができない方は、やはり先ほど言いましたように、ショートステイを控える、日数を控えなければいけないという状況になってくるんですね。そうしたときに、やはりおうちの誰もおられない方とか、そういった方にとっては大変これは重要なことだと思うんです。国からこういうことで部屋代、光熱費に値するものということではありますが、8月からなので、実際ま

だそういった苦情とか、そこまではまだ入っていないこともあろうかと思いますが、今後、そういった方も出てくるのではないかと想定するわけです。やはりこういった方を極端に言えば、施設から追い出すということになりかねないということも、重々、本町においての実態というものをしっかりと把握をしていただきたいと思います。

3つ目には、非課税世帯の施設利用者の方には、食費と部屋代が軽減される措置、つまり補足給付というものがあります。

しかし、今回、本人が住民税非課税であっても、配偶者が住民税の課税であれば受けられなくなりました。これは、本人さんが施設に入っててそっちのほうに住所を移してたら、別に非課税で行けるんですけども、これは配偶者も関係するわけですから、その方が税金を払っておれば、そこから外されるということになってくるんです。そして、資産要件というのが土地とか、持ち家があったりとか、預貯金があったりとか、そういうことがあれば外すということもなっておるわけです。本町では、こういった対象者は何人おられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 制度改正に伴いまして、施設利用者の食事代等の負担限度額の判定に係る資産の把握に関しましては、対象となる方の預貯金等の申告をいただきまして、通帳の写しの添付をまずお願いしております。

国からも、介護保険法第203条の規定に基づき、確認が必要な場合は、金融機関に対し預貯金等の額の照会を行うことも可能であることが示されているところでございます。

今後も、個人情報の取り扱いには十分留意しながら、公平かつ適切な対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） この限度額負担証といいますか、一斉更新を7月にさせていただくんですけども、その際には300名余りでございました。実数まで今持ち合わせておりません。その後も、ショートステイですとか施設入所に該当される都度に申請をいただいている状況でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長が答弁いただきましたが、300人ぐらいと。異動する部分もあるかと思うんですけども、例えばですよ、例といたしまして、施設入所の介護度が4の方がおられます。この方、年金が月額6万円ほどなので、施設に住所を移して、当然、

住民税の非課税で、また所得も80万円以下ということなんで食費も、そして部屋代も軽減措置がとられておりました。

しかし、持ち家と預貯金が500万円ほどあるとして、この軽減措置から外されるわけなんです。この方は、月額これを受けられなくなったとしたら、これまでは軽減措置があったことによって月額、部屋代と食費を合わせて3万6,300円支払ってたわけですが、これが取っ払われたら、このまま施設にいさせてもらおうと思ったら10万500円、部屋代と食費だけでそのお金を払わなければならないということになるわけです。

また、奥さんは国民年金で月額5万円ほどで、この500万円の預貯金を取り崩して生活費に充てているといった、ぎりぎりの所得の方もおられるわけです。こういった方からこういったやり方をすれば、共倒れになるのが目に見えているということもあります。そして、もしこれが払えないのであれば、家に帰って、介護度4の方は自宅で居宅介護となると。こういったこともありますので、今ほど町長が言っていただきました資産とか、それをするには貯金通帳のコピーとか、そして、銀行などに照会して同意書の提出の義務づけがされるわけですが、大体、施設の中に入っておられる方は、申請手続というのが施設の職員さんが代行しなければならないという方も多くおられます。そういった職員さんにとっては、配偶者からコピーをとるのも難しいし、プライバシーの侵害の恐れがあると。そういった声もあって、職員さんにとってはとても負担を感じておられると。そういった声もお聞きいたしております。こういった現場の施設では、こういった補足給付申請を辞退する動きもあるということもお聞きいたしますが、本町では、こうした施設から代行をする場合、相談等とか、そういうことはないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 原則ご本人さんのお名前で申告いただいている状況でございまして、添付書類が足りない場合でしたら、私どものほうからご家族様のほうにご連絡を差し上げている状況でございます。施設のほうにもご協力はお願いしておりますけれども、基本的にはご本人様からの申請でいただいております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 基本的には、確かに、ご本人さんがするべきであります。なかなか高齢者にとっては、こういった手続というのは大変難しいものであって、どうしても施設の方をお願いするということも多いわけです。そういったときに年金の情報の流出のこともありまして、やはりこういったことも全部プライバシーをさらけ出さなあかんのんかといった利用者の方もおられますのでね。個人でするべきではあるけれども、ここまでしなければ

ならないのかと。資産まで出して、また通帳のコピーまで、そして、せっかくためたお金を取り崩して生活費に充てているのに、そういったことから介護保険の負担を増やすのかと、本当にこういったのが実態であります。やはり介護施設の方も、本当に、今、介護報酬も減らされる中で一生懸命されております。またこういったことをこれ以上に精神的な負担も与えるということに対して、町長、この制度自体、本当に1つとってみれば、資産を要件に入れたり、そして、配偶者の所得を非課税でなければ軽減措置をとるといった、このことに関してどのように思われますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どのように思われますか。法律が改正とってありますので、されたことをきちっと守るのが私の役割なので、そのように理解をしておいてください。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃいました法律にのっとってしなければならないと。

しかし、実態に合わない。本当にこういう状態の法律を、私たち、やはり声を上げていかないと、上のほうでは全くわかってないんじゃないでしょうかね。下々というかね、やはりこういった本当に苦しんでる方も、低所得者もおられるわけですから、その声を上げていくのは私たちであります。議員でもあり、そして、この町民の代表である町長でもあります。やはり法律にのっとってるから、しゃーない、しゃーないではね、たまったもんやないんやないかと思えます。

介護保険制度の関連でちょっとお伺いしたいのはね、4月から施設の介護報酬が減らされました、2.27%。大変、施設の方にとっては努力をされておりますが、やはり施設や事業所への影響というのは、全国的に大変特養は減収になっているといったことも実際お聞きいたします。本町では、ヒアリング調査をするということで6月議会でもお聞きいたしましたが、ヒアリング調査の結果はどうであったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 介護報酬の影響だけをお伺いしたわけではございませんけれども、どの事業所さんも報酬改定の影響は受けておられるように伺っております。

また、今回の介護に関する加算につきましても一定の条件がございますので、介護職だけを優遇するわけにもいかず、ほかのいろんな職種の方がおられる中では大変なんやというようなお声を伺っているような状況でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長が答弁いただいたのが全国的なそういった施設、そして事業所の声だと思えます。6月議会の府議会で山田京都府知事も全体的にやっぱりマイナスになっていると。そのような答弁もされておられます。やはり、今、根本的に解決するには、介護報酬を下げると、そんなことではなくして、上げてこそ施設の維持も、そして職員の確保も、サービスの質も、利用者の確保もできると思うんですよね。先ほど私も言いましたが、国の責任というものは大変重要であります、介護保険制度をつくった目的から言っても。法律にのっとってしてるからしょうがないとか、公平性を保たなければいけないとか、そういうことではなくして、やはり実態に合わない制度は見直しを求めるべきだと、国に対して。町長、以前も声を上げてますとは言っていたいておりますが、やはりここまできたら本当に大変なんです。だから、もっと見直しを求めると同時に、京都府と協力をして負担の軽減策を実施をするべきだと思いますが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 常識的に言って、今年こういうふうに改定されたということであれば、やっぱり1年ぐらいは最低様子を見ないと。方向性が、自治体もそうだし、京都府もそうだと私は思うんですけれど、国においてよい方向に改正を、介護を受けていらっしゃる方にとってよい方向に向けるにしても、やっぱり1年ぐらいはかかるんじゃないかというふうに思います。おっしゃってることは100%私は日本語としてはわかるんですけれど、介護報酬を下げて特養なら特養は減収になるということになると、本当にデフレからの脱却とか言ってね、うたってるんやけれど、そういう部分で非常にデフレに引き戻すというか、働いていらっしゃる方の実質賃金が増えてないとか、0.3%ぐらい増えたとか出てますけど、やっぱりこういうことも全般考えてもらったらうれしいという気持ちは持ってます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、2点目に、畑川ダム周辺整備についてお伺いをいたします。

今年度の当初予算にダム関連対策事業として、周辺整備の測量設計監理業務等委託料2,000万円が予算化をされました。

地域住民に整備計画案が示されたともお聞きいたしますが、その内容と住民の方からはどのような意見が出されたのか。

また、その意見や要望が反映された計画となるべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年度、下山地区の各区それぞれに説明会をまず実施しました。延べ104名の方に参加いただきました。

説明会の内容につきましては、畑川ダム対策協議会の皆さんを中心にまとめてこられた畑川ダム周辺整備の素案として、グラウンドゴルフ場、多目的グラウンド、森の散策道、バーベキュー広場などの整備について説明を行いました。

意見としましては、「整備に期待している」、「ぜひ利用したい」、「飲食施設・物産販売もできればよい」というような期待する意見がありました。

もう一方の意見としましては、「グラウンドゴルフ場は先を見越しているのか」とか、「整備と維持管理を一体に考え、持続できる施設整備が必要である」というような懸念を示す意見もありました。

今後は、将来にわたり持続可能な施設となるよう、地域のご意見を聞く中で、合意形成を図り、実施に向け慎重に計画検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま町長から答弁いただきまして、グラウンドゴルフとか、森の散策、バーベキューもあつたらいいなとか、近くでこういったことができたらいいなという住民の皆さんの声もあつたかと思いますが、その反対、先を見通したら高齢化になると。ここを誰が維持するのかなど。だんだんと地元が維持をしていく、維持管理は地元という方向性も強まっている中で、こういった懸念といいますか、心配をされる住民の声もあつたというようなことを今お聞きいたしました。十分そういった地元の皆さんの声を聞く中で、以前、地元の対策協議会に示された計画というのがありますが、それに基づいて進められているのか。それとも、今、こういった一定の見直しがあるわけですから、今後、この示された計画をそのまま計画したんやからというんじゃなくして、やはりそういった意見もあることから、一定の見直しも考えていくということも考えておられるのか。どちらにしても地元の住民の方にとっては負担は大変なんですよね。そのことだけが物すごく心配の種だと思うので、その点の将来にわたってと言われますが、いつの時点でこの計画というものは取りまとめて提案されようと思っているのか、その点の計画性をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地元負担は、今はまだ求めてないと思いますけどね。ただ、今言ってもらってような、将来にわたって維持管理がきちっとできるかということを最重点に地元も

意見を述べてくれてはるし、私もダム対策協議会の総会に行って挨拶の中でそういうことを言わせてもらってるということで、今、先に答弁しましたとおり、しっかりと地域の意見を聞く中で、合意形成を図っていきたいということはきちっと決まったことではないというふうに答弁しておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 地元負担というのはお金云々やなくして、草刈とかね、そういったことが一番懸念されると思うんですよね。地元でそういった維持をするのに草刈で出役しなあかんとか、そういうことがやはり住民の方にとっては、高齢化になる中で物すごく負担に感じられると思うので、そのところの点も踏まえて整備計画を進めていっていただきたいと思います。

続きまして、3点目には、安心安全なまちづくりについてお尋ねをいたします。

本町では、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例が制定されております。

目的として、京丹波町民が健康で文化的な生活環境を営むためには、良好な環境が極めて重要であることに鑑みて、快適な環境を確保することとしております。

そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。

1つには、下水道の水洗化への進捗状況をお伺いしたいと思います。現時点での下水道の水洗化率はどうなのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度末の水洗化率は、87.5%となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 平成26年度の3月議会の当初予算のときに、答弁の中で86%やったということでありますので、1.5%ほど伸びたということでありますが、そのときに全町普及への目標は平成32年度にとしているという答弁もいただきました。全町普及に向けての対応と対策、問題点、なかなか進まないのか、順調に進んでいるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全町普及に向けましては、町内の未接続、または未加入の家庭についての調査を実施し、戸別訪問やチラシ配布等による推進を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 平成26年度の1月の臨時議会において、新規加入者については分担金を86万4,000円に引き下げる条例改正がされましたが、改修時の費用も必要なわけですから、なかなかこの分担金の支払いというのが一括には大変だということもお聞きするんですが、そういったことは相談はお聞きしていないのか、そのときにはどのような対応をされているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 分担金につきましては、今言ってもらったとおり、平成26年度から引き下げを行いましたので、現在は改定の予定をしておりません。住民の皆さんからの改修に伴う技術的な相談や、分担金の納付等につきまして相談があるわけですが、個々の相談に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、町長から分担金の相談もお伺いして、個々に対応したいという答弁をいただきました。ある新規就農者の方がおうちをこっちに来て、その分担金が大変重たいと。特に、トイレだけを改修するわけじゃないので、おうち自体も住むようには改修もするわけですので、それだけの費用というのがなかなか捻出するのが大変なんやという声も聞くんですね。

しかし、この分担金というのが一括払いということになっていることによって、なかなか進まない1つの要因にもなっているんじゃないかと思うんですね、この水洗化の普及に。この分担金というものを分割にして支払うといった考えはないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことも含めて個別で相談を受けたいというのが現在の段階での答弁です。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 個別で対応したいということでもありますので、やはりそういった分割もできるというように変えていただいて、やはり1日でも早く快適な生活ができる。今はもう水洗化が当たり前の時代なのでね。やはり住んでいただく、人口を増やす1つとしても大事なことだと思いますので、ぜひそういった分割の方法も早い時点で考えていただきたい

と思います。

最後に、不法投棄の対策についてお尋ねをいたします。

これまでも何度となく質問で取り上げてまいりました。なかなか抜本的な解決には至っていないのが現状であります。地域住民の協力を得ながら、不法投棄への対応を現在しておりますが、どこでも高齢化が進む中で限りがあります。

前回、私も、質美の街道でも大変谷から持ち上げて、家電等もありますので、本当に男の方も若い方ばかりではないので、大変苦勞をしているのが現状であります。もっと府とも協議をしながら、啓発の立て看板等もたくさん立ててはいただいておりますが、そこに全部とは言いません。よく不法投棄があるところには監視カメラを設置していただけないかということ府とも協議をしていただけないかなと思います。ほかの市町村では、こういった監視カメラ等は設置しているところはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 啓発看板やのぼり旗の設置、あるいは巡回や散乱ごみの回収等の実施に加えまして、地域の皆さんによる清掃活動も積極的に実施いただいておりますことをお礼申し上げます。

まず、京都府などと合同によります環境パトロールも実施しているところでございますが、行為者を特定することは困難であり、抜本的な解決に至っていないのが現状にあります。

今後、不法投棄が多発する箇所においては、京都府等関係機関とも連携・協力を密にして、不法投棄撲滅に向け取り組んでまいりたいと考えております。

監視カメラについては調べてないですけど、設置してはるところは今日日のことであると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、府とも協議しながら合同で、やはりそのことも撲滅に向けて、なかなかこれイタチごっこでありまして、本当にきれいになったと思ったら、また次に昼間捨てているということがありますので、とてもやないけど地元の人にとってはたまったものでないんです。

今も言いましたように、市町村では、こういったことに関してどんな取り組みをされているのか。そういった情報の交換とか、そういうことの取り組みなんかはしておられないのか、他市町村との交流というか、情報交換はしていないのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今もありましたように、そういった特別な、例えば協議会でございますとか、そういったものはございませんが、随時、事あるごとにどうされているかというような、近隣市になりますが、そういった情報交換はしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 情報交換はされているということでありまして、やはりほかの近隣町においても、同じような状態、悩みを持っておられるのか。また、もっともっとひどいのか、それに対してやっぱり看板ぐらいしか立てられへんのか、何か変わった取り組みをされているところはないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 私どもの町もしかりでございますが、ほかの市町におきましても同じようなことで苦慮されているということで、抜本的な解決に至るような対策というのは聞いておりませんし、もしそういうのがあれば、うちのほうもしたいというふうに思っておるわけでございますが、うちのほうも考えておるわけでございますが、今のところないということでございます。

現状、監視カメラということでございますが、今、看板の設置とかありました。内容的に監視カメラ作動中であるというようなことでありますとか、抑止力的な対応とか、そういったものはこれからも考えていくべきだなというふうに担当課では思っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 別に犯人探しをするわけではないんですけど、きちっとそういったカメラ等によって捨てた方が見つければ、1つの抑止力になりますので、ぜひそういった方向にも考えて、ぜひ努力をしていただきたいということを申しまして終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、東 まさ子君の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、平成27年第3回京丹波町定例会におきます私の一般質問を行います。

まず、最初に、安心安全な暮らしを確保するためとして、国保税について伺います。

高過ぎる国保税が町民の日々の暮らしを直撃しております。原因は、加入者の多くが低所得者であるにもかかわらず、公費負担は医療費の2分の1という国の政治に原因があります。

国保の厳しいところは、平等割や均等割など所得以外の負担があり、所得がなくても払わなければならないということにあります。そして、家族が多いほど負担が増える仕組みになっています。

そこでお伺いをいたします。本町の国保税は、全国平均や府内市町村の保険税水準と比較すると、どのような位置にあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国民健康保険税につきましては、市町村ごとに所得水準や年齢構成、あるいは、医療費水準に格差があること。また、保険税の算定方法が異なることなどにより、ほかの市町村との保険税水準と比較することは困難な状況ではございますが、平成25年度調定額ベースにおける本町の平均保険税は、7万5,205円でありました。府内で8番目に低い額となっております。

なお、平成25年度の全国平均保険税の額が8万4,815円と比較しますと、9,610円、また、京都府平均保険税の8万915円よりも5,710円と、それぞれ少ない状況にあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、保険税をそれぞれ言っていました。この比較の仕方の物差しがないということでありましたもとの報告でありましたけれども、今、全国では、一定の水準を基準にした保険税水準というものがあつて、全国では所得に対して平均14.3%ということでありまして、今、本町は、平成25年度で7万5,205円という8番目に低いという答弁でありましたですけれども、この保険税の算出の仕方というのは、所得の低いところほど軽減がされておりますので、必然的に保険税というのは下がってまいりますので、これで比較するということはとても正しい見方ではありませんので、言っておきたいと思います。

そうしたもつで、本町の国保加入者の所得、医療水準は、府内市町村と比較してどのような状況にあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度の国保加入者1人当たりの所得は、46万7,690円で京都府内の26市町村中11番目であり、京都府平均53万4,000円に比べ6万6,000円余り低い状況にあります。

年間1人当たりの医療費ですが、33万9,665円で13番目となっております。京都

府平均が32万1,607円と比べまして、1万8,000円余り高い状況にあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろと府内における所得の水準を言っていただきました。9月は決算時期でありますので、決算の資料も出していただいているところでもありますけれども、本町では、200万円以下の所得のところは92%を越しているというふうな資料であります。本当に低い被保険者のもとでの国保会計ということで、負担は大変大きなものがあると思っております。私、計算をいたしましたのでございますが、月26万円の収入の方でありましたら、2割軽減が効いておりますけれども、それでも36万円ほどですか。所得に対して16%ほどの負担となっております。そういうことで、大変重い負担になっているところでもあります。

そうしたところで、今年から国の市町村に対する財政支援のためのお金というのが1,700億円国から入ってくるようになっておりまして、本町にも財政支援のお金が入ってきました。

また、今年度から福祉医療波及分に対する繰入金も一般会計からされておりまして、これらを合わせると、国保税の引き下げができることが可能になっていると思うんですけれども、来年度に向けて引き下げをする考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度から低所得者数に応じた保険者への財政支援としまして、約1,700億円の追加公費拡充が予定されております。被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果があると言われております。本町の場合、平成27年8月15日現在の被保険者数4,551人で計算しますと、2,275万5,000円の財政効果が見込まれます。

また、福祉医療波及分の一般会計繰入金につきましては、平成27年度当初予算に2,300万円を計上しており、合計4,575万5,000円が昨年度よりも増加する見込みであります。

しかしながら、保険税につきましては、被保険者数等の減少により、平成26年度決算と比較しますと約2,600万円の減額となる見込みでございます。また、その一方では、一般被保険者の医療費が大幅に伸びている状況でございますので、ある程度の財政改善は見込まれるものの、保険税の引き下げまでには至らない現状にあります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 平成26年度と比較して、合わせて4,575万円の収入があるということですので、4,551人被保険者数があるとすれば、しようと思えば、気持ちがあれば、1人1万円の引き下げができるということですのであります。ぜひ来年度に向け検討もしていただけるように、これは求めておきたいと思います。

それから、国保税は、資産割、所得割、世帯割、均等割に振り分けて必要な保険税を計算しております。例えば、子どもの数が1人増えるごとに3万1,500円ずつ増える仕組みになっておりまして、子どもがたくさんいる家庭では、この均等割の負担が重くのしかかっている状況であります。

そこで、特に、子育て世帯への保険税減免制度をつくって、18歳以下の子どもの均等割の負担をなくしていくことを考えてはどうかと思います。本町の国保世帯のうち、子育て世帯は何世帯あるのか。また、そのうち、18歳以下の子どもは何人おられるのか。そして、18歳以下の子どもの均等割を全部なくした場合に必要な予算というのは幾らになるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 18歳以下の国保加入者につきましては、平成27年8月15日現在で436人となっております。この436人の均等割を全額免除した場合、均等割額3万1,500円をもとに算出しますと、1,373万4,000円を捻出しなければならないということで、現在の国保財政状況から判断して、子育て世帯への保険税減免制度につきましても、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 現時点では考えていないということですが、町長も子育て支援ということでいろんなところで言うておられるわけですが、子育て支援として、負担軽減についてもあらゆる分野で行っていくことが大切なのではないかと思います。子育て世帯について均等割の分を全てなくしてほしいと思いますけれども、せめて少しでも子どもの多い家庭への負担軽減をすとか、軽減をしていくための施策を考えていただくことはできないのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の国保財政状況から判断して、子育て世帯への保険税減免制度については考えられないということですのであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 先ほど4,500万円余りの新たな財源があるということで、保険税の引き下げは考えられないということでありましたが、せめて子育て世帯への軽減をそれらの財源を使って考えることはできるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の国保財政状況から判断しまして、子育て世帯への保険税減免制度については、現時点考えられないということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろと大変ですので、国保財政というのは。町村会とか、いろんなあらゆる分野でそういうことをまた通じて国のほうへ届けていただくことを要望しておきます。

そして、年金も、所得も下がって今、国保の滞納件数、決算書を見ても増えております。保険税減免制度と一部負担金減免制度が本町にはありますけれども、運用状況についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度の国民健康保険税の減免につきましては、火災による1件で減免の額ですが、900円ございました。また、一部負担金減免につきましては適用がございませんでした。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 900円というのも、どういう基準でそういうことになっているのかというのがありますけれども、やはり今こういうときでありますので、制度を町民の皆さんに周知をしていくことが大切だと思いますが、この窓口負担の軽減制度でありましたり、一部、国保税の減免制度でありましたり、全く使われていないということになると思いますが、こういう状況をどのように考えておられるのか、見ておられるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、税の減免制度でございますが、税条例等にも記載されておるわけでございますが、震災でありますとか、風水害、火災、その他に類する災害が主なも

のとなっておるということでございまして、そこまでの分で対応を今までのような事例はないということでございます。

また、医療費の減免ということでございますが、これにつきましては一部負担金の減免という取扱要綱等がございます。これにつきましては、昨年度は該当はなかったということでございますが、一部負担金ということでございますので、個人負担金、いわゆる3割分の負担をするということでございますが、これにつきましては昨年度はなかったものの、徴収猶予というような形で今までにそういう事例はあったということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私も病院行くことがあるんですが、私が訪れている病院では、こういう制度を記したポスターみたいなんでありますとか、B4ぐらいの紙に書いて窓口のところに張りついたりしている病院があるんですが、やはり病院行ったときに本人が負担するものでありますので、医療機関の協力も得てこういう制度がありますよということで、ポスターを張るとか、パンフレットを置くとか、そういうことを本町は町立の病院もありますので、そういうことも行って、その周知を図るということが大事ではないでしょうか。せっかく充実した一部負担金の制度でありますので、必要な方にはぜひ利用されるようにそういう措置をとっていただくことはできないのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今後そういった対応につきまして、考えていかせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それから、減免制度であります。全然、1軒災害であったということでありましたですけども、滞納される方も増えております。本町では納期が過ぎれば京都税機構へ移管がされているわけでありまして、なかなか本人さんの実態というのがわからないということがあるのではないかと思います。なぜ払えないのか、そういう実態を把握することが大切であります。それがわからなければ本当に徴収だけ迫るといふようなそういう行政になりますので、実態の把握はできているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。

税の減免に係る対応ということでございますけれども、基本、税の減免につきましては、

生活困難な納税者を一人ひとりの生活の実態を十分に把握する中で、慎重に判断するという
ことでいろいろ納付の相談、いろんな相談、お見えになる場合もございます。その場合には
それぞれの実態をお聞かせいただいた上での相談に乗らせていただくということでございま
すし、税機構につきましても同じように画一的なものではなく、それぞれの状況を事情、実
態等を十分お話を聞かれる中で、個々の実態に応じた対応がとられておるということでござ
います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 税機構に送られて、そちらの職員さんがそれぞれの対応をされてい
ると思うんですが、やはり本町のそういう職員の皆さんがいろいろ町民の実態を知るとい
うことが、いろんなことを進めていく上で一番大事なことでありますので、ぜひともそういう
実態を知るといふそういうところに何ていうか、目を向けていくことが大切だということ
を言っておきます。

そして、国保は低所得者の割合が、次にいきます、割合が高い、高齢者の比率が高いこと
によって医療水準が高い、また、所得に占める保険税が高いという構造的な問題を抱えてお
ります。負担は限界を超えて高くなっているという状況であります。そうしたもとの平成
30年から、国保の都道府県単位化がスタートをいたしますけれども、国保財政のこうした
いろんな問題は、この制度によって単位化によって解決できると思っておられるのか、お伺
いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保の都道府県化によりまして、人工透析等の高額療養費の発生など
の多様なリスクを都道府県全体で分散できるために急激な保険税上昇が起きにくい仕組みに
なると考えております。また、財政支援の大幅な拡充により国保の財政基盤強化が実施され
て実質赤字の解消や保険税の伸び幅の抑制が期待されるため、国保財政の構造上の問題は現
状よりは緩和され、改善する方向に進むものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 先ほど1, 700億円の町へのそういう低所得者への財政支援が入
ってきているということですが、そうしたことの反面、それぞれの自治体が一般会計
から繰り出しをしているという国保会計を繰り出ししている財源をやめさせるというふうな
ことになって、プラスマイナスゼロということになります。国の負担が増えない限り国保財

政のそういうもろもろの問題点というのは解決しないということが言われておりますので、そういう子どもの貧困の問題とか、いろいろありますので、真剣な協議をしていただくことを求めています。

次に、丹波地域開発株式会社の運営について、お伺いをいたします。

昨年の9月議会において、本町は丹波マークスを管理、運営する第三セクター丹波地域開発株式会社に経営支援として町民の血税6億700万円の税金投入を提案し、議会では8対7、賛成8、反対7の賛成多数で可決されまして1年となります。資金繰りが苦しくこのままいけば、黒字倒産に陥るとして住民生活を支える、雇用を守る、地域経済の活性化のために、行政が何らかの手を差し伸べなければならないとして6億700万円という税金が投入されたところであります。

公金支出の根拠は、高度化資金の平成25年度末残高の解消という特定の負債の返済だけを目的にしました。破綻もしくは破綻に近い株式会社の救済を目的としたもので、企業努力、そして責務を誰もとることなく、いきなりの公金投入でありました。一方では実際に負債の返済に汗を流している人もあるという状況であります。昨年9月ではどこへ呼んでもらっても、行って説明をさせていただくと言われておりましたが、この今年の6月18日から8月10日まで、京丹波町の未来を一緒に考えませんか町長と語るつどいが実施をされました。まず、最初に町長はみずからこの6億700万円について、語るべきではなかったのかと思いますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年の9月議会におきまして、常任委員会あるいは全員協議会、そして本会議の中で多くの時間をかけまして可能な限り資料を提示し、町民の皆さんの代表である議員の皆さんに十分審議いただき、その模様も一定ケーブルテレビや新聞報道等を通じて町民の皆さんにお伝えさせていただいたところであります。町長と語るつどいについては、町政全般について、町民の皆さんのご意見をお聞きし、町政に反映していく場として設けているものであります。

今年度の語るつどいの中で丹波マークスのご質問をいただき、その会場ではきちっとお答えさせていただきました。今後もそのようにして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、税金投入に鑑みて、町内商工業者の支援についても商工観光課を設置したことから、既存事業者の活性化を支援すると答弁されております。公平性の観

点からも具体的な取り組みへ努力することが求められているのではないかと思います、見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の商工業者への支援につきましては、今年度、町内の企業や関係機関が連携して、地域産業の活性化や雇用促進を図る仕組みづくりとしまして、京丹波町産業ネットワーク組織の設立を計画しておりますし、加えて今年度は、創業者支援事業計画を策定して、これから町内で起業する人や、起業して間もない事業者等の支援についても取り組みを進めているところでございます。また、商工会とも連携しながら、町内の商工業者への支援を進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 起業をする方でありまして、いろいろとネットワークをつくって銀行であったり、ネットワークでやられるんだと思いますけれども、既存のそういう地道に地域に根差して頑張っているそういう事業者への支援が活性化の大きな力になりますので、6月議会でも地域活性化のためということで、実態調査などを求めてきたところでありますけれども、なかなか供給者側を刺激しても、言え消費者が潤わなかったらだめだというふうな答弁もあったわけでありましてけれども、しっかりとやっぱり実態調査いうたら要望だけちごて、何に困っているかとか、いろんな問題がありますので、そういう立場からもあらゆる機会を通じて、地域の活性化のために努力をしていただくことが大切なんではないかと思っております。求めておきたいと思えます。

それと、京都縦貫自動車道全線開通によるテナントの影響ということで、昨日も村山議員の質問がありました。この道路の開通によって人の流れが、またあるいは車の流れも変わるということではありますが、昨日、副町長も言っておられましたけれども、こういうものに外的なそういう環境に左右されない、本当に愛着をみんなから持たれるコミュニティの場としてマークスが存在するということが大事だと思っておりますが、改めて、何というか、町長のその取り組みの考え方をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長の立場で申しますと、株主ということなんですが、ちょっと一般的にまず、先に答弁したいと思います。

昨年と同時期と比べまして、ショッピング街の集客数については、前年対比約15%少なくなっているということですね。売り上げについても前年対比約10%程度減少しております。

す。また、レストラン街につきましては集客数、売り上げとも前年対比約2割程度、減少している状況にあります。想定しておりました範囲内であると理解しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 丹波地域開発株式会社の再建計画についてお聞きします。経営方針についてお伺いいたします。

町は丹波地域開発株式会社が健全な維持ができるよう経営状況等を把握し、適切な関与を行う必要があると総務省の経済指針が示しております。自治体の仕事を誠実に執行する義務を負う町長として、今後の丹波地域開発株式会社の経営健全化の取り組みに対する町の指針をつくっておくべきではないかと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町の指針は大事だと思います。必要になれば担当課、行政としてしっかり指針をつくるように指示したいと思います。

ところで、私が今後ですね、関与するという事は株主として会社から株主総会で意見が求められたら、しっかりと株主として意見を述べていきたいと思います。また、提案されまするいろんなことについて、認否を求められるというか、賛成か反対かというときにははっきり意思表示をする覚悟しております。

以上、後の経営方針等については、代表取締役社長が副町長でありますので、幾らか補充答弁してもらったら結構です。

以上です。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 私も、経営を預かったという立場でこの再建計画等できているのかという部分でお答えしたいと思うんですが、今後の丹波マーケスの経営方針でございますけれども、さらに地元集客を伸ばしていくといったことが、非常に重要で地域の皆さんに昨日も言いましたけども、密着して多数ご利用いただき、そして親しまれる施設運営を行っていくことは、今も議員さんもおっしゃったとおり、大変重要だと思っております。その方針に沿いまして会社とテナントの会がですね、連携して活性化に向けた取り組みが進められているというところでございます。

昨日も早朝から消火避難訓練をテナント会を中心に行っていただきました。その様子も見てますと、本当に結束力は高まってテナント会が主体になって一生懸命頑張ろうという空気が生まれてきたなと私は読み取っていたところでございます。今後とも運営協議会等もござ

いますので、さまざまなお立場の方々からいろんなご意見を賜る中で今後の経営努力を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 株主総会が開かれますが、町長はそういう株主総会には出席はしないのでありますか。よく、資料を見てみんな中小企業基盤整備のほうも了解を得ているとか、そういう話であります。出席はされないのでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、出席しようと思ってます。歴代大株主さん、町ですけれど、町長ほとんど出席されてました株主総会には。私も倣ってきちっと、今、申しましたとおり出席、いわゆる株主として関与してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 26年度の決算の資料をいただきました。借入残高が1億6,000万円余り残っておりますが、これの返済の見通しってというのは、めどというは持っておられるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 借入残がそれほどあるんですが、金融機関との決められた約定によりまして、返済していくということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） これは副町長になるかもわかりませんが、丹波マーケスの活性化協議会がつくられて開催されているようですが、何回ぐらい開かれたのか、また、弁護士さんも入っているという状況であります。弁護士さんも交えるようなそういうことも検討されているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今のところ8月に1回開いたということでございますが、弁護士さんも委員の中に加わっていただいて、いろいろとご意見を賜っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 弁護士さんが考えていただかなくてはいけないような、そういうこともあるのかどうかということと。

それから、借地費の考え方についてお伺いをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 弁護士さんを入れたから、なぜ問題があるから入れたかと、そういったことではなしにですね、それぞれのいろんな立場の専門家のご意見を聞くということからお願いしたということです。借地費につきましても、昨日、言いましたけれども、テナント料の引き下げとか、いろんな経費節減について、まだ固まっておりませんので、今現在、協議しているということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、テナント料を最大で3割下げるといふようなこともね、お聞きしたわけではありますが、そういう中で、借地費がね、どういうふうに財源を確保のもとでなっていくかというのがありますし、また、町の借地費との関係もありますので、そういうテナント料を下げれば借地費も連動して下げることができるというふうな、以前はそういう答弁でありましたけれども、新たに6億700万円を投入して経営を出発しようという経営再建計画をつくっていかうとするときに、基本的にどういうふうにご考慮されるのか、まだ決まっておられないかもわかりませんが、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） もちろん、経営コストの問題でございますから、少しでも借地が安くなるということが望ましいことでございますので、そういった中身についても公認会計士や専門家とも協議をしているということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それから、未収金についてはどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 確かに未収金は現存いたしますが、このことにつきましてもテナントの皆様、その対象となっているテナントさんとも常にお話をして少しでも解消するべく前に進んでいるということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 前年度と資料を比べますと1,000万円ほどね、未収入金が増えてたというのがありますが、これはそういうテナントさんの未収金ではなしに、ほかのものがあるのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） この未収金の大半は今までのお支払いになっていない部分が大半を

占めているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 9月議会におきましては、いろいろとそういう未収金についても改善の方向に約束がされているというふうなことでありましたが、増えているという状況については、何ていうか、いささか納得ができないなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

それから、最後に8月31日に町民120人の皆さんが丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社への経営支援として、税金投入した6億700万円の支出に対し、地方財政法の財政健全化の趣旨に反する違法な予算であるとして、京丹波町監査委員に監査を求める住民監査請求が行われました。住民の声をしっかり受け止めた行政運営が求められているところであります。町民の生活を支えるという名目を理由にして、さらなる税金の投入はされないだろうと思いますが、考えをお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 丹波瑞穂統合簡易水道事業は、平成10年に事業認定を受けて、着手、28年度で事業完了となります。当初、旧丹波町、瑞穂町の計画人口は平成10年当初は2万2,500人でありましたが、25年には1万3,570人と減少修正がされてきました。反対に事業所の要望水量については、15年度の現状水量が1,150トンのところ3,000トンの増量要望で4,150トンに、さらに19年度の再評価のときには1,410トンの現状水量を5,750トンに4,340トン増量するそういう水事業計画が立てられて、事業が進んで参りました。

そこで、まず最初に水事業の実態についてお伺いたします。全体の使用水量について、事業所等の大量使用の状況は企業はどういう実態なのか。また、人口の動向はどうか、それから既存水源からの取水状況はどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度に再評価審査委員会でもご審議いただきましたが、既存水源も含め計画一日最大給水量は1万3,580立方メートルとなっております。渇水時の応援給水体制も含め、適正な計画であると認識しております。既存水源の維持管理につきましては年数が経過した施設もありますが、日常管理や定期的な清掃を実施するなど、適正

に維持管理しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 決算資料を見させていただきますと、有収水量というのは年間の、過去3年間、余り変わらないという状況であります。そうした中で下山のテクノパークの工業団地に太陽光発電設置がされるとか、そういう事業所の水需要が見込めないということにもなっていると思うんですが、企業誘致計画など、めどがあるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 差し当たって水需要の企業が相談があるとか、一般的なオファーがあるとかいうことはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろと水道費を賄っていかなくてはいけないので、企業誘致なども積極的に言われていたのでありますので、努力をする必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、時間があれですので、飛ばしますけれども、水の水道料金ですけれども、滞納が多いということで使用料金は払うのが当たり前でありますけれども、6月議会では水道料金の滞納に対して、給水停止の実施をとの質問に適正な給水停止の実施を検討すると答弁されておりますけれども、この適正な給水停止の実施というのはどういうことなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全ての面で公平性を確保するという意味で答弁しました。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 本町は基本料金が10トンでありますので、10トンが2,750円ですか、54円ですか、そういう高い水道料金になっておりまして、下水道とセットみたいにもなっておりますので、6,000円ほど要ということで、5トンとか6トンとか使っている人は本当に高い負担をしているところであります。75歳以上の方には減免制度がありますので、減免制度も活用して払える、そういう水道料金にして徴収を伸ばすことのほうがよいのではないかと思いますけれども、そういう拡充について、積極的に考えるときに

来てるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、言うていただいたようなことも含めてですね、どういう制度改正が公平なのかということで、今、少し時間が必要です。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） マイナンバー制度について、お聞きをいたします。

9月3日に改定マイナンバー制度と個人情報保護法案が国会で通りました。それに基づいてこの10月からは番号通知が発送されるということでありまして、この番号通知を拒否すればどのようなことに影響を受けるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） マイナンバー制度は、行政手続や災害対策の場面で効率化を図り、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤の重要な施策として制度化されたものでありまして、法律に基づき実施すべきものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 年金流出問題をきっかけに、行政、地方自治体にもそういうきちんとした情報、セキュリティーのそういう整備ができていくのかということで、総務省が尋ねたところ、1割から2割ができてないということでありましたけれども、本町はどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町におきましては、行政情報系と、それからこういった個人情報を取り扱うシステムにつきましては、隔離をされておまして、情報が流出するという危険性は低いというふうに考えております。また、先ほどもありましたように攻撃を受けた場合ということで、この9月の議会におきましても補正予算を提出をさせていただいておりますように、インターネットの回線とも直接サイバー攻撃等受けないようにそういうセキュリティーの部分についても施設設備の改修計画も予定をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 社会保障と税と災害の98分野が適用可能というふうなことが言われておりますけれども、本町はどの範囲で取り扱いをするのか、そうした分野で漏えいは防げるようになっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 適用といいますか、利用をする範囲につきましては、国に準じまして、市町村での情報等について利用をさせていただくところでございますけれども、個々につきましても、セキュリティーの部分とか、各担当部署におきましてもそういった部分もしっかりと対応をするということで、準備のほうを進めておりますので、情報の流出とか、そういった部分についても適切に対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 通知番号を発送するということではありますが、役場の窓口というのは混雑しないのか、そういう体制がとれているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 10月5日から順次、付番をされまして、住所地のほうにマイナンバーが通知をされるわけでございますけれども、1つには広報とか、お知らせ版での事前の周知でありますとか、ケーブルテレビでの文字放送なり、告知放送とか、そういったものも活用しながら、事前に啓発に努めてまいっているところでございまして、実際に発送が始まりますと、当然、問い合わせ等もあるというふうにも想定をしております、総務課並びに窓口を中心にその対応を行っていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 施設へ入所している方たちの対応が言われておりますけれども、どういうことにされるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在の住所地に実際、お住まいになっていないと、病院、施設とかに入所されている方につきましては、事前にこちらのほうから案内をさせていただいております、現在、入院なり、入所をされております住所地で受け取っていただけるように書類等の送付を行っているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 制度の周知はどのように受け止めておられますか。本町の町民の皆さんの。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） つどいの中ででもですね、今回のマイナンバーの通知等に関しましても、やはり高齢者の方は不安であるというようなお声もいただいておりますし、十分行政のほうで対応をしてほしいというような要望もいただいているところでございます。また、

施設等の入所の方とか、病院等に入っておられる方等につきましては、直接ご意見とか、そういういったものを伺っていないところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 改定法が通りまして、健康診断の情報やら、銀行口座がマイナンバーに結びつくことになりまして、範囲が広がるほど情報漏えいのリスクが高まるということでもあります。

それから、従業員や家族のマイナンバーを集めて管理することになります民間企業のそういう対応も立ち遅れているというふうなことが新聞にも載っておりました。なかなか今、おっしゃられましたように町民全体が周知が行き渡っているという状況にもなっておりません。情報保護に不安を感じている人も増えております。国民の理解が広がらない制度を急ぐ必要はないと思います。延期しても国民に不利益はありませんので、マイナンバーの実施は中止をすべきだということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩をいたします。10時50分まで。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今年の夏は、本当に猛暑日が連日続きまして8月いっぱい、9月に入りますと急に寒くなりましてですね、朝晩がですよ、私もちょっとすっかり風邪を引きまして、いつもより聞き取りにくいと思いますけど、ひとつとよろしくお願ひしたいというふうに思います。

国政におきまして今、安保関連法制が審議されておまして、成立の行方は最終局面を迎えているというところでございますけども、まだまだ多くの国民の皆さん方の理解を得られてないというような世論調査も、私もそういうふうに思いますし、説明責任は十分でないという思いをいたす中、私たち議員有志の現状を重く受け止めていただきまして、継続も含めた審議も熟慮され、慎重に慎重を期した議論を尽くして関連法案審議が進めることを政府にお願いをいたしたいというふうに思います。

台風18号もちょっと心配されとったんですけど、今ごろちょっと京丹波町の東側ぐらい

に来てるんかなという思いしとんですけど、やっとこれから稲刈りが始まるのに倒伏したり、ここんとこずっと雨が降ってますんで、土日には刈れないということで大変心配しております。何とか実りの秋が無事済みますように願っているところでもございます。

それでは、先に通告をいたしました4点につきまして、質問を順次行っていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、1点目です。京都縦貫自動車道全線開通に伴う本町への波及効果、影響等についてでございます。

京都縦貫自動車道全線開通に伴う本町への波及効果についてですが、初日の山内議員、それから山下議員からも質問もございまして、私とかなりの部分で重複する部分があるかというふうに思いますけども、よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。京都縦貫自動車道丹波わち間、18.9キロメートルの開通に伴いまして地域振興拠点整備事業については、議会においても計画の時点から幾多の議論を重ねてきた中で道の駅「京丹波 味夢の里」としてオープンをいたし、当初見込みを大幅に上回る来場者となっていることは皆さんもご承知のとおりで、一昨日の町長からの答弁にもございましたけども、うれしい限りでございます。私たち当初計画から賛同していたものからもいたしましても連日大盛況の中で運営されていることは大変喜ばしく、うれしく思っているところでございます。

関西、これも山下議員がおっしゃってましたけども、私も若干それは見ておりましたけれども、関西民放各社やNHKの夕方のあるでも取り上げられておりましたけども、本路線100キロメートルを京都府南北につなげる自動車道の中で唯一ですね、サービスエリア機能を有した当施設の必要性は通行車両や来場者の利用が物語っているのではないかというふうに思います。改めて当施設建設が本町の地域活性化拠点として有効な手段であったなど、本町の振興に寄与したものとなったというふうに確信をいたしたところでございます。

そこでですね、丹波わち間、18.9キロが開通をしたことで、本町のメリット、デメリットについて、改めて町長の所見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 開通後の1カ月間は、予想を上回る高速道路の交通量となっていることから、総体的に見て交通量は例年に比べ多いと推測しております。このことは一定想定したことではありますが、高速利用者、味夢の里の利用者が想定以上に多い状況となったことは、本町にとって非常にありがたいことであると考えております。

また、味夢の里におきましては約1カ月間で18万人、想定の3.8倍の来場をいただいております。現場では想定外の来場に日々全力で運営していただいているところですが、そ

んな中でも店内の混雑や商品の品薄な状況、トイレ、ごみの苦情など多く改善点について指摘をいただいておりますので、ルーフゲート株式会社、あるいは道路公社、関係機関としっかり協議を重ねて協議をしまして迅速に改善を図ってもらいたいと考えております。

また、出荷者協議会ですが、販売状況で協議会登録者数198人でございます。そのうち出荷されている人数は142人で、7月19日から約1カ月間で農産物や加工品の売り上げは約4,400万円となっております。今後も安定した農産物の確保、あるいはさらなる品質の向上に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 味夢の里の効果については、今、町長が答弁されたようなことだというふうに思うんですけども、この間がですね、丹波わち間がこれずっと和知から井脇、それから丹波までということで、この間はね、27号通るか、9号線通るか、173号線通って北部方面行くというようなことになっただけですけども、7月18日に開通してですね、味夢の里の効果は今、聞いたところでございますけれども、本町に対する大きな意味でメリット、ここはデメリットやったなという部分で町長がお考えになっていることについて再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、各駅の道の駅の状況ですけど、7月18日から8月17日までの1カ月間の状況、前年比で丹波マーケスが85.3%、瑞穂の里さらびきが121.3%、和が71.9%の来場者数でした。縦貫開通による丹波マーケスと和で来場者数が減少しております。反対にさらびきは増えているということで、いずれにしても1カ月のデータですので、今後の推移を見守ってまいりたいと思っております。

その他、町内商業者への影響では一般道の通過量、通過交通が減少しておりますので、業種によって影響はそれぞれ違うと思っておりますけれど、商工会と連携して状況をまず把握に努めてまいりたいと考えている段階でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） これからちょっと分析していくということだろうというふうに思うんですけども、今後ですね、こうした大きなプロジェクト、庁舎建設は残っているんですけども、こうした大きな事業というのは現状では考えにくいのかなというふうに思うんですけども、将来にわたるまちづくりに対する影響などについては、この路線が開通したことにより

ましてですね、我が町に対する影響についてどういうふうに感じられておられるのか、また、分析されているか、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道路一本ですけれども、自動車専用道路、ここらで高速道路になるんですけど、名神とつながったり、北陸自動車道、舞鶴若狭道通じて、あるいは中国自動車道からも通じてるということで、商圈がとにかく広がったなという実感を持ちました。非常にありがたいことだという、そういう意味でありありがたいことだと思ってます。

私、いつも言うてるように京都、大阪、神戸間からある面でいうと同じ距離感で来てもらおうと思ったら来てもらえるんですね。習慣が神戸とか、大阪からは京都ほどはないんですけど、こっちからも行くのも少ない。そやけれど距離的にいうとやっとな変わらんということで、1,600万人ぐらいの消費人口を控えているという立地にありますので、そのことが最大限生かせるように、このたびの縦貫自動車道全線開通が今後とも好影響を与えるだろうという認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） そういう方向で進んでいけたら一番いいのかなと、私も同感でございます。

それからですね、今ちょっと町長からも先ほど出ましたけども、出荷者協議会の会員さんにおきまして、当初見込みと違いましたですね、大幅なうれしい悲鳴ではないかというふうに思っておりますけども、食の町、京丹波を最大限にPRし、リピーターを増やすことでますます町内産の農産物をはじめとする生産意欲も湧いてくるのではないかというふうに思っております。年間を通じて切れ目なく新鮮なものを提供いただけることが肝要かと考えますが、これからは黒豆ですかね、それから京丹波産米、それからマツタケはちょっと最近厳しいですけども、そういったもんも出回るのかなというふうに思いますし、それらも含めてですね、売り出すことによって、効果も上がってくるんじゃないかというふうに思ってますし、冬季、冬場に向かうに連れてですね、農産物も限られたものとなってくるんじゃないかというふうに思っております。

そうした中での産地直販体制というのは構築をされているというふうに思いますけども、どういった体制ができているのかどうか。また、どのような今後ですね、農産物をそこに提供していこうというお考えなのか、協議会の中では計画的に出荷されようとしているものだというふうに思うんですけども、わかる範囲内です、今、申しあげましたどういう

産物を予定しているかとか、そういった産地直販体制の構築というのはできているのかどうかについて、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私も出荷者協議会設立総会に挨拶に行っ、もう一回ぐらい総会で挨拶させてもらって、たまたまなんですけれど、会議を7月12日か、18日かどっちか、たまたま出荷者協議会の役員会が開かれとって、入れいことて挨拶させてもらって、3回お出会いたんですけれど、基本的には今まで営々と築いてこられたお米とか、黒豆とか、こういうものをしっかり生産を品質を上げて拡大してもらおうということが非常に大事なことだと思っ、ます。プラス新しい農業というんかね、一般的に表現したら大消費地を控えて近くの農業者、近郊農業というんなんですけれど、あそこが一つの消費地として近郊農業的に言いますと、朝も副町長、ちょっと話しとったんですけれど、名阪という国道が自動車専用道路なんですけれど、同じ国道でただのどこあるんですけれど、そこに針インターチェンジいうのがあって、その針インターチェンジではもう近くに農林水産省の補助事業としてハウスの立派なんがざっと何棟も建っ、とんですね。

そこ結局観光農園的に成長しているという。物すごくたくさんの和の里なんか比較ならん入り込み客数の一つのインターチェンジなんですけれど、そこに倣ってできるだけ倣ってほしいなという気持ち持っ、ます。新しい農業ですね、観光農園、観光農業というふうに表示するのが一番わかりやすいかと思うんですけれど。何ぼでも近くに農場あるんでそういう新しい農業に取り組んでもらったらうれしいなというふうと思っ、ます。

それと、加工もしていらっ、しゃるので、ぜひ積極的に加工品目を増やしてもらって、そして考え方としては、1週間に1回ぐらいは買いにこんと損になるなというふうと思っ、てもらうぐらいに生産を品質を上げて、そして独自の商品、ちょっと最近ちょっと漏らしているように農業法人が1カ所、今、話をしてるんですけれど、その社長が見えたときも私、言うたんです。とにかくトマトとか、キュウリもいいんやけれど、せめて金嵩のはる、果実ではないんかもわからんけど、メロンとかそういうふうなん、向こうが言わはったもんで、そっ、ちに力入れてもろたほう、がうれしいですよとか言いました。

そないして新しい、幾らか新しい農業にも2割か、3割ぐらい取り組んでもらえると味夢の里が一層生かされるんやないかというふうなことを思っ、ております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） まさに、そこだというふうにも思っ、ます。26年度決算見てみまし

でも新規就農者、それから在住の若手農業後継者ですかね、これに対する支援もかなり相当していただいておりますし、若い農業後継者、また新規就農者がですね、魅力あるこれからの農業ということについてはこれ味夢の里は生かした、今の、多分町長おっしゃっておられるのは、京丹波産のブランド果樹かね、そういう方向にもいったらええんかなという一部ニュアンス的に私も捉えたんですけど、若手後継者がですね、未来に向かって魅力ある農業ができるような体制がここを拠点としてですね、できれば最高にいいかなと、また、新たな就農者も生まれてきますし、雇用創出にもつながるんじゃないかというふうに思ってますんで、ぜひ、そういう方向で取り組んでいただけるようなご助言も行政側からしていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

本路線の開通によりまして、通過の町になるのではないかというような懸念の中で、町内商工業者への影響も大変憂慮をされたところでございますけれども、中心となる商工会さんにおいて、その影響など、どのような分析をされているのか、何か具体的な取り組みなどお考えなのか、把握されているのならお聞かせいただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） たまたまですけど、政府が地方総合戦略とかいう話を持ち出してきてくれてるわけですけど、その少し前に商工観光課をつくったときにですね、企業誘致も大事やけど、既に進出してきてはる、来てしてくれてる企業をもっと大事にせんとあかんという考え方のもとに産業ネットワーク組織を今、鋭意に進めているということです。これは町内企業と行政との懇談の場はもとよりです。町内企業の相互の連携交流による新事業の創出や企業と行政、金融機関など、さまざまな機関、団体とのよりよい関係づくり、あるいは企業と大学や高校などの連携による雇用や人材育成を図る仕組みとして設置することにしております。

地元企業さんとの信頼関係づくりは、次なる発展につながっていくものと考えておりますし、地域の産業振興や雇用確保は地元企業の活性化が必要不可欠であるというふうに考えているということです。地元企業が活性化して設備投資や工場拡張などによって雇用を増やしていただくことは一つの企業を誘致してくるのに等しいと、あるいはそれ以上の効果があるものと考えております。

今後におきましては、産業ネットワーク組織を通じて企業との連携を深め、地域の資源を生かした新産業の創出や雇用確保、あるいは若者の地元就労促進などを図っていきたいと考えております。

現在、京丹波町産業ネットワーク組織の設立に向けまして、町内の企業等順次訪問してネットワーク組織立ち上げの趣旨や目的、活動内容を説明し、参加協力を求めているところです。加えて広報紙等も通じて幅広く町内の事業所や企業の参加、協力を呼びかけ今年度中に組織を立ち上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） ちょっと次の質問やったんで、これで済むさかいね、えらいこつちやな思っとんやけど、いやいいですいいです、うまいこと言うてもろたさかいあれなんです、ちようどね、私もちょっと協会の役員しとってわからんかってんけど、商工会さんと、それから京都府さんここで言うたら振興局ですけど、今、3つに分けてますわね京都府も、その関連で、9月、今月の9月27日に京もの祭りですか、ええもん市、道の駅「京丹波 味夢の里」で開催されるというようなことを聞いております。これは京丹波町の商工会も主催者団体に名を連ねておるんですけども、ここでいう商工会さんというのはどういう狙いを持ってですね、取り組もうとされているのか、わかる範囲で答えていただければというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 9月の27日に実施します京もの祭りでございますけれども、これは亀岡市、南丹市、京丹波町の商工会さんが中心になってされるということになっておりまして、行政も一緒にいうことにもなっております。特にこの地域の特産物なり、そういうものを皆さんに広く知っていただいて、促進につなげいくということで開催をされるというふうに聞いているところであります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 積極的な取り組みも商工会さんもされているなというふうに思いますし、今後も継続してやっていってほしいなというふうに思っております。

味夢の里はですね、ウェルカムゲートということでしたことによりまして、町民をはじめとして、幅広いお客様にご利用いただける施設であるというふうに思いますし、京丹波の振興拠点として、それぞれの団体と協調して町内観光資源への誘客を図るということはもちろんのことですね、食の町、京丹波を全国ブランドに押し上げてリピーターがリピーターを生むと、こういうことにならんとあかんかなというふうに思いますし、そういうような道の駅として認知してもらえるような施設であってほしいということを願っているところでございます。

さらには、本年度も計画をされております10月でしたね、食の祭典などとも連携しながら広く情報発信をいたしまして、来て、見て、食べて、楽しんで、ゆっくり過ごしていただくと、そんな町、京丹波になるように関係者が一堂が一丸となって、前に向かって進めていただきたいことを切望いたしまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

先ほどからちょっと若干触れていただきました京丹波産業ネットワークについてでございます。

本年度、先ほど町長の答弁で立ち上げたいというようなことございまして、町内企業の活性化や企業誘致、雇用創出を狙い京丹波産業ネットワークが立ち上げられるというようなことを新聞記事で私も読みまして、このことは大いに期待をしているところでございますけれども、このネットワークの概要と取り組み状況についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さっきちょっと読み上げさせてもらったんで、ちょっとほかの視点で、どういう意味でやったか、よく手を差し伸べてあげてくださいというご意見をこの議会でいただいたときに、相談に来てもらったら何ぼでも対応できるけど、事業者にですね、なかなかこっちからどうですか、こうですかということは言いにくいですよという行政の立場かもわかりません。そういう話をさせてもらってます。

少なくとも、私は事業者たるものはやっぱり自分の課題というものをね、支援を求めるといふか、指導を求めるといふか、あるいは一緒にやっついこうといふか、こういうネットワーク的に申しますとですよ、一緒にやっついこうということであれば、やっぱりみずからが行動する方がですね、禍根を残さないと、あんまり言われてしたさかいにいうと、何かあったときに非常に負担になるという意味で、繰り返し話をしています。

昨日は、ちょっと米を中心に管理職会議をしたときに言いました。今、おすしですね、米を多く使う日本食が非常に繁盛している、世界的に繁盛してる中で大概は日本では回転ずし、なりましたね、それまではニューヨークとか、フランスで見てもらったらわかりますけど、食べてもらおうと同時に持って帰ってもらう、お持ち帰りずし、これの先がけが京樽という、企業名上げたらよくないかもわからん、そういうお店がある。

これは別におじいさんから、お父さんから、おすし屋さんをしてはったんやなしにこういうことをしたら喜んでもらえるだろうと。今までおすし言うたら我々の子どもころはお盆とか、お正月とか、お祭りに食べられるものをですね、大量に安く街角で販売するというのを志されて、創業されたんですけど、実際、私は日本一になったと思うんですが、さてそ

の企業はですね、同じ米なんで、どうしたらその中でおいしくシャリができるかということ
でね、皮かぶったもののままで同じ、温度なんか発表しませんけど、温度管理をして、そし
て脱穀をしてですね、何時間前に炊く、炊飯する、何時間前に精米したら一番よいかとかい
うことをみずから研究して、そしてお持ち帰り、今の回転ずしの前の話としてお持ち帰りす
し屋ナンバーワンになられたんだと思うんですけど。

その他、外食産業のすかいらくだって一緒です。全部、新たに自分らが研究してですね、
その分野に入ってきている。もっと言うと宅配でもそうですよ。こうしたら喜んでもらえる、
あるいは引っ越しも一緒です。全てこうしたらお客さんが喜んでくれはるといふところから入
ってですね、それぞれ業界での地位を占めていらっしゃるという事実があります。

一方、日本ではですね、5万社以上の100年企業があるんですね、これは世界に例のな
い話なんです。100年以上、中小企業もですね、日本だけです、こんなに多くあるのは。
続いているドイツでもですね、5,000社までしか中小企業、そういう続いているとこで
すよ、ないんですね。日本独特のそういうこの経営風土というんか、金融風土というんか、
消費風土というものがあるわけですね。

その中で、私はこの味夢の里を提案したときも卵が先か、鶏が先かという表現をさせても
らったとおりにですね。まず、いろいろ言うとっても理解してもらえへんし、大方、こういう
もんをつくってですね、どっとお客さんが来てくれはったら目覚めてくれはるやろというよ
うな意味で、今、喜んでるんですが、先ほど申しましたとおりに、お米がまずいつも朝、
出会ったら言うてます。お米は大事ですよと、何でいうたら主食やから、よそ関係なしに、
京丹波町来てくれはる人に自分がつくった、丹精込めてつくったお米を食べてもらうという
ことが一番大事ですというような話をしています。これリピーターになってもらえるし、強い
のはもう黒豆が強いんで、多分今年需要に追いつかんと思います、供給が。そやけどそうい
うふうにしてですね、品質を落としてするんやなしに、今までどおり丹精込めた黒豆の枝豆
を供給してほしいとか思っているんですが、そういうふうにして目の当たりにしてもらった
ことと同時に、この企業ネットワークはですね、今までの今、申しましたとおりに、もう一つ
の役割を税金使うこの京丹波町行政として大事なことは、既に出店して頑張ってください
るところをしっかりサポートするという、ある面で言ったらネットワークだというふうに認識
しております。この人たちと私直接今までお出会いできてないんですが、町長になる前によ
くそういうとこ個別に訪問して、それなりに私が回ってきたとこ、京大の牧場であったり、
養豚場さんであったりいろんなところが連携して、今頑張ってくださいること。味夢の里
にも出荷されて、それが担当者に、向こうの人にも言うったんですけど、常に最近売り切

れるようになってきた。これは多分何回もお客さんが買いにきてくれてはる証拠やというふうに思うとんですね。そういう代表的なところがあって、そのことを非常にうれしく思ってるし、その成功しているまねをぜひ企業ネットワークなんかしてもらったらうれしいなど、そんな思いであること申し上げて、1回目の答弁としておきます。その他何かあったらお願いします。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） それでですね、この設立目的にはこの新事業の創出、いま町長からありましたように、これここにネットワークに加入するか参画するような団体間の連携交流、人材育成の3本柱で、雇用や関係企業誘致に有利な環境づくりを図るということを狙いとしとるというふうにあります。この中でちょっと私も今ちょっとかなり説明があったんで、そん中に重複しとる部分があるかもしれませんけども、雇用や関係企業に有利な環境づくり、有利な環境づくりっちゅうのはどういような環境づくりをここでは町としてはお考えになつとるのか、今考えることがあればお答えいただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有利な環境づくりというのは、やっぱりまず私の持論であります来てもらわんとどうにもならん、来てもらって前通ってもらわんとどうにもならん、そして見てもらわんとどうにもならん、触ってもらわんとポケットから1万円札が出てこんというような話をするんですけれど。そういう環境をつくるということもありますし、担当者また答弁してくれたらいいんやけど、やっぱりお金が要りますんで、丹波地域開発でもそうでしたけど無利子で長いこと応援してもらったように、できるだけ利子補給なんかを一層新規の人はまたちょっと特別の利子補給するとか、いろんなそういう環境整備、それが有利だというふうに思ってもらえるようにしていきたいなど。ただしそれにはもうとにかく1にも2にも私は、志をしっかり持って、そして相談に来てもらわんと有利にはならんのかなというふうに思えます。有利というのはほかのどこから見たら有利やなというんやけど、それはやっぱり志の高さが相手に通じて、そして結果として有利やないうふうになるんじゃないかっていうふうに思えますので、そういう私の有利という言葉じゃそういうイメージで取り組んでおります。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今町長が今お答えになりましたとおりでんすけれども、まず町内の企業が進出していただいた後のアフターケアが一番重要ななというふうに思っております。きてくれたらそれで終わりということではなしに、最後まで一緒におつき合いを町

としてもさせていただくということでございます。そういう意味におきましては、常日頃から情報交換をして、そしてまた町内の幅広い企業にもそのネットワークに入っていて、相互の情報交換する中で、新しい新商品の開発なり、相互の支障のない限りの技術提供を相互したりとかっていう形も可能になっていくんじゃないかなというふうに思っております。そこから新しい例えば工場の増設とか、そういうことになってきますと雇用も出てきますし、そういうときには町だけではなしに、その産業ネットワークの中には金融機関、それから商工会、例えば産業21のような産業支援機関も入ってきていただくということになろうと思えますので、そういうところで幅広い体制のもとに、雇用が必要になれば支援を重点的にすることが可能になってくるというふうに思っております。あわせて、これはネットワークに入っていて、いただかない関係なく町といたしましては、企業立地の促進条例もありますので、その中では町内の方々を雇用していただきましたら、補助をするという制度もありますので、そういうことも一緒に絡ませ合いながら支援をしていくことが有効というふうに考えているところであります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今課長からありましたように、ぜひそういう方向で前進していただきたいというふうに思いますし、ネットワークの動向については私自身も関心持ってますし、当然町民の方等についても大変関心を持たれているんじゃないかというふうに思いますし、今後も注視していきたいなというのを思うんですけども、ちょっとホームページに何も動向載ってないさかいに、ちょっと一般質問でお聞きしたようなことですけども、出せるものは非公開の部分はあると思いますけど、出せるものはできるだけ載せていただいて、こういう動きになってるでということがわかれば大変ありがたいというふうに思っております。議会にも順次その動向については報告いただけたら、なおうれしいなというふうに思ってますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、町の活性化といわゆる定住促進の特効薬は、私自身の考え方ですけど、これまず町内に未婚者、男性に限るとるんですけど女性も余り女性とつき合いないんであんまり知りませんが、かなり男性の未婚者もおりますし、それらを何とか成婚にというようなことで婚活と企業誘致やと私は思ってます。これについては頑張っていこうかなというふうには思うんですけども。今もネットワークの関係ですけども、それらいろいろすすめますと雇用創出もあったりして、そういったぜひそういった関連の企業に雇用していただけるような姿になれば、当然ここに定住もしていただけるようなことにもつながりますので、ぜひそういったことで頑張っていたきたいなというふうに思うんですけども。何か町内企

業に動きがあったら教えていただきたいなというふうに思いますのと、町長からは農業法人1件お見えになるということで大変ええことかなというふうに思うんですけども、その他で何か今現状で動きがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当にまだある面でいうと白紙に近いんですけど、一応相談受けてるのは文化活動してはるグループから使いたいと土地をいう、大きく言うたら文化活動になると思います。そういう話をいただいていると、それと企業クラブですねスポーツの、そういうところからも京丹波町内で練習場を求めていらっしゃるところがあります。対応したいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 私もちよっと聞いたことがございますんで、またお話に行かせていただこうかなというふうに思っていましたんで、積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、行政も力添えをいただければありがたいかなというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

それから次の3つ目です。有害駆除活性化対策についてです。町域の83%が山林の本町では、山際に多くの農地が隣接しているということから、全域で野生鳥獣による農産物への被害が発生ということで、年々被害も拡大をいたしまして耕作意欲も沸いてこない。農業従事者にとっては深刻な問題でございます。本町におきましても積極的な捕獲・駆除について多額の予算を投じていただいて、対策を講じていただいているものの、なかなか頭数減に至らないというのが実態でございます。いわゆるたちごっこになっとなかなというような様相さえ感じています。猟友会さんを中心に駆除にご努力いただいているわけですが、捕獲後の埋設処分に苦慮されているやにお聞きいたします。このことは捕獲後の処理については埋設処分が基本だというようなことになっとなりますし、けれども高齢化する駆除者にとっては穴を掘って埋めるというのは大変大きな負担ということになっておりまして、その処分地が大変苦慮されておりまして、どこかしこに埋めるわけにはいかないというようなことでございますし、また雄鹿の大きいやつですね、私以上人間以上に大きいものですから、簡単に穴掘って埋めるというわけにはいかないということで、処分地について地域でも考えてほしいとの要請も受けているところでございます。本町でも獣害駆除対策を進める上では、頭数減しかないという中で、その処分地を確保し提供して、スムーズな駆除体制を構築する必要性に迫られているものと思いますが、処分地を設置するお考えはないかお聞きをいたし

ます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 捕獲後の処分につきまして、有害鳥獣捕獲隊員の皆様に苦慮いただきながら、埋設処分を個々でしていただいている状況です。年間2,000頭を超える鳥獣が捕獲されておりますが、山間部でもある京丹波町において一定規模の埋設場所を確保することは非常に難しく、搬出に伴う労力や搬出自体が難しいところもある中で、特定の場所に処分場を確保することは、処理効率の悪化を招くことも考えられるため慎重に今後とも検討していきたいという段階でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 大変搬出が難しいというようなことをおっしゃってるんですけども、今現状山際に多分わなでも仕掛けられてそれで捕った場合に、近くの山の中に埋められとるというふうに思うんですけど、それ確認が大変難しいやないかというふうに思います。猟友会の会員さんからも、できれば町が何とかそういった処分場を設けていただければありがたいというようなお声も聞いとりますんで、そういうことからお隣の福知山市ではこういう状況を踏まえまして、中丹三管内、3市の共同施設として専用の焼却施設を建設して処分がより効率的に実施できるように整備するというところで、ちょっと見せていただきますと、既に今年建設がされたように聞いとります。福知山市大江町でですかね、建設されたということで、広域的に捕獲をして、また捕獲体制の充実をしていこうというようなことでの体制づくりがされたというようなことでございます。当然駆除というのはいわゆるこれ全部本町も隣は篠山兵庫県、それから南丹市、福知山、綾部ですかに隣接しておりますし、本町だけの取り組みだけではなかなか頭数削減、減らすことはできないということで、広域的な捕獲体制も必要だというふうに思うんですけども、そうなれば今年間2,000頭ぐらいというようなことでもございましたけれども、本町でも取り組みが難しかったら、お隣の南丹市さんとも連携をしながら、多分南丹市さんもそういうことでお困りじゃないかというふうに思いますし、そういうことも視野に入れてそういう方向性を検討していくべきだと私は思うんですけども。改めてその考えについて町長のお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしても、考えんなんかなと思って今話を聞かせてもらってました。焼却処分するの大体いろんな問題があったときに、焼却処分がよいというふうに私は思ってます。また埋設は健康体であれば埋設しといてもよいんだろうとかいろいろ考えと

んですが、いずれにしましてもしっかりと担当課に近隣等の状況も把握させて結論出したい
と思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） ぜひよろしく願いをいたします。

それでは最後です町内民間開発団地内の道路の現状について。

多くの民間開発団地内の道路、これ認定外がほとんどでございますけれども、つきましては道路は形態そのものが機能をなしていない状況にありまして、安全上も大変支障が出ているというふうに思っております。底地の問題ですとか、道路構造基準上の観点、さらには広範な道路網等、大変困難な課題もあるというふうに思うんですけども、町道認定への道筋はないかというようなことでございます。町のほうでも大分努力いただいて、認定外道路への補助金体制も充実していただけてますし、大変難しい課題かなというふうに私自身も思うんですけど、やはり買われてお住まいの方は、当然行政が最後まで面倒をみてくれるという思いをされとると思うんです。そうした中で認定外やからこれは修理できまへんわ、自治会で要望しとくんなはれというようなことじゃなかなか理解が得られへんというようなこともございますし、そういった方向での認定への道筋はつけられないものかについてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道の認定につきましては、京丹波町道路用地の寄附受入事務取扱要綱、もう一つ京丹波町道路認定基準要綱に基づきまして対応してまいりたいと考えております。要綱では、道路用地の所有区分が明確であることや、道路構造令を満たしていること、あるいは境界が確定していることなどが認定の基準となっております、この基準に満たない場合の道路認定への道筋を見つけることは難しいというふうに思います。

なお、認定されない団地内道路でありましても、予算の範囲内において簡易舗装繕用の合材や碎石などを支給しておりますし、そのほか一定の地元負担は伴いますけれども、京丹波町認定外道路整備事業補助金によりまして、維持管理を行っていただいている自治会もございますので、それぞれ活用いただきたいと考えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 公平性の観点から難しいいうふうに思いますわ。ある自治体は補助金もうて修理しはるし、一方では何もせんと文句ばかりいうて何とかせえというようなこと

では成り立たんというふうには思うんですけども、なかなか底地の整理ができないということで、大変苦勞されとるといふふうに思います。寄附が大前提だと思うんですけども、そういった促しをぜひとも行政サイドからもちょっと地権者等も当たっていただいて、当然自治会の協力なしではあきませんので、そういうことについての自治会とのタイアップをしながら、住民の皆さんが安心して生活できるような道路形態をつくっていただけるようお願いしたいというふうに思いますし、一部認定外道路についても降雪時には凍結防止剤の配付等もしていただいとるようでございます。もう少し除雪まではちょっといってないんですね。なかなかその辺までの支援ができるかどうかというふうにわからないんですけども、その辺に対する突っ込んだ町の考え方があるのならお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 除雪ですけれど、現在はバス路線、通学路を中心に、限られた業者と機械で対応しているということです。また他の集落からも同様の要望があるんですが、新たに除雪路線を追加することは大変厳しい状況です。また、融雪剤の散布につきましては、各集落からの要望に基づいてシーズン前に配布しまして、降雪時にそれぞれ集落によって散布作業をお世話になっているということでございます。今後におきましても同様の対応をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 行政もできるだけ自治会と協力連携をとりながら、底地の問題の整理にも少しずつでもかかわっていただいて、安心、安全なまちづくりに取り組んでいただけることを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで岩田恵一君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

午後は1時までといたします。台風の関係でできるだけ早く終了したいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に山田 均君の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただ今から平成27年第3回京丹波町定例会における日本共産党山

田 均の一般質問を行います。

京丹波町は、今年合併10周年を迎えます。その記念行事などが計画をされておりますが、決算時に報告をされます事業報告で見ると、合併した10年前平成18年3月31日現在で、1万7,775人、世帯数は6,492世帯となっており、平成27年3月31日現在では1万5,405人、世帯数は6,384世帯となっております。10年で2,370人減っておることになりまして、毎年240人近い人が減少してるというのが状況になっております。世帯数は108世帯で、毎年12世帯余りが減少しとることになります。旧町別に見てみますと、旧丹波では、8,697人が7,638人で、1,064人、12.2%の減となっております。世帯数は9世帯の減となっております。旧瑞穂では5,520人が、4,526人、994人、18%の減になっておりまして、世帯数は5世帯が減ということになっております。旧和知で見ますと、3,858人が3,246人、612人、15.8%の減ということになっておりまして、世帯数は94の世帯が減少ということになっております。人口の減少率は旧瑞穂になりますし、世帯数で減少率を見ますと、旧和知これが大きく減っておることになっております。この傾向というのは、合併によって周辺部が住みにくくなったと考えられます。一昨日の質問で、合併による効果で職員が100人以上減ったことや、経費の節減ということもありました。周辺部にまで行き届いた住民サービスが低下をしているということは、今日午前中の質問でも除雪のことが取り上げておりましたが、財政的余力のない高齢者、弱者は周辺部ではもう住めなくなっているというのが今の状況だと思います。合併のメリットばかりが強調されまして、合併によるデメリットが十分説明されない中で、日本共産党は合併を考える会の皆さんと一緒に、合併は職員の大幅な削減で周辺部は取り残される。行政サービスの低下を指摘をしてきました。国は合併推進の餌として、10年間は特別に交付金を合併前の基準交付をする制度、さらに5年間延ばさざるを得ないような大きなひずみを起こしているということが言えます。合併は財政規模が大きくなった分、大型公共事業をしやすくした半面、周辺部は不便になり、住みにくくなり歩いてジュース1本も買えない状況も生まれてきております。合併10周年を機に、周辺部にこそいき届いた行政サービスがいき届くように再点検し、住民が主人公のまちづくりに取り組むことが求められています。こうした立場から次の3点についてお尋ねをいたします。

第1点目は農業振興対策についてお尋ねをいたします。今年も秋の取り入れが始まりましたが、秋雨前線で稲刈りも足踏みの状態であります。近年は異常気象のために圃場の管理の負担が大きくなってきております。また米価についても大幅な好転は聞こえてきません。昨年の価格に少し上積み程度ということでありまして、農家の生産費を補う米価にはほど遠い

価格となっております。農は国の基本とされてきました。それは人間が生きていくための基本となる食料を生産する農地は個人消費ではありますが、食糧生産の基盤とされ、そのために農地法により農地の活用は一定の規制がされてきました。農業は国民の食料生産を担う基本とされてきたのです。この基本を安倍内閣が推進をするTPPは、大もとから崩そうとしてしまおうとしております。また農協改革法案が参議院本会議で採択をされましたが、農業組織の要望から出た改革ではなく、アメリカの要望に応えたものであること。農協の目的から非営利の規定の削除や営利を追求することを求め、准組合員の利用に規制を設けるなど、農村の地域での総合的な役割を果たせなくなってきました。また農業委員会制度も改悪し、市町村長の任命制、建議などの農民の代表機関としての役割や権限をもなくすものです。さらにTPPの推進など岩盤規制を取り払おうとした規制改革は、高齢者や担い手不足から農地の荒廃、集落の維持すら困難になってきている中山間地域である農村に、大きな影響を与えることは必至であります。そこで町長にお尋ねをいたします。

先日農業委員会で認定農業者の皆さん、新規就農者、農業法人の代表者の方に集まっていたいて、意見交換会を開催をいたしました。農業法人や認定農業者の方から、地域の農地を預かっているがとにかく草刈りが大変。朝から一日作業すればもうぐったりで、夜の会議、集まりに参加をしたくても無理とこういう声も出されておりました。私の周りを見渡してみてもこの近い時期に確実に管理できない農地が出てきます。集落内の守るべき農地をこの範囲を決めて、その範囲は集落の農家や集落外の認定農業者、法人組織などで協力をして管理をしていく方法が一つの方法と考えますが、高齢化が進む中での大きな負担になるのが草刈り作業であります。例えば農業公社などに若い人材を確保し、農業研修生として3年間程度公社職員として採用して、草刈り作業も含めて農業研修を行い自立させていく方法。後継者の育成もあわせたこういう方法も一つの方法として取り組んでいこうと提案するものであります。本町は農業を基幹産業に位置づけております。高齢化や担い手不足で集落内の維持管理ができなくなることは、すなわち集落の維持ができなくなることになります。こうした集落や地域にどのような取り組みや働きかけを考えておられるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農業公社やふるさと振興センター等の人材育成は、必要と考えております。それぞれの法人におきまして、府立農業大学校等への人材募集や町内外からの農業に携わる人材の確保を目指し検討をされているところです。

また、農地の管理や保全においては、平成26年度に国において農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設と

4つの農政改革により、制度の見直しが行われました。特に、農地の管理や保全に係る中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度では、平成27年度から法律に基づく制度となり、なお一層の農地の管理や保全に向けて地域での取り組みを維持するものと考えております。

また、地域の農地や農業者の現状とこれからについて、地域で話し合いを進める京力農場プランの策定は、町内18集落で14プランの策定がなされ、それぞれの集落において集落の農業や農地の管理・保全、人材育成等に向けた取り組みを積極的に進められております。今後におきましても京力農場プランの策定に向け、地域への働きかけを進めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今の答弁の中では、京力農場プランを中心にして進めていこうということですが、京丹波町全体で考えれば、90近い集落があるわけですし、今、18集落で14のプランということでしたので、ほんの数%なんですね。残りの集落をどうするかということが差し迫ってきておると思うんです。だからやっぱりそれを計画的に進めていくということであれば、年次計画をもって積極的に働きかけていくということが本当に必要でないかと思うんですけれども、その点考え方伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 京力農場プランの推進に当たりましては、地元からの要望、また地元からの相談において現在進めておるところでございます。まだ集落においては、自分ところで力のあるところ、また担い手さんがおられるところについては今後相談等を受けながら地域を回り、また進めてまいりたいというように考えておるところでございます。このプランの推進に当たりましては、農業委員さんのご協力も賜っておりますし、そうしたことで農業委員さんとも力をあわせて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） そういう取り組みを片方ではしておるということですが、やはり今の状況を見ておりますと、法人とか認定農業者が預かった農地の管理が本当に大変になってきておると。一番負担が草刈りだとかいうことになってるわけですが、そこへの対策というのはどのように考えておられるのか。私公社の役割というのを申し上げたんですけれども、やはりもうちょっとその辺の中心になるところをしっかりと、そして取り組んでいくということが必要じゃないかと思うんですけれども、その点について伺

っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただ今のご質問でございますけれども、いろいろな制度がございます。また一方では京力農場プランにかかわります農地の中間管理事業を使って担い手への農地の集積も国のほうも進めておるわけではございますけれども、そういったことで京丹波町としましても預かれる担い手さんへの支援ということで、国のほうにも新たな形で預かり農地を預かっていただく方への要望も支援の要望も行っておるところでございます。また中山間先ほど町長の答弁にもございましたけれども、中山間直接支払制度等をうまく活用をいただく中で、農地の管理、日頃の栽培における管理等を行っていただければというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 制度の利用ということもありましたけど、なかなかその制度を取り組めないというそういう集落もあるわけでございますして、そういうところへの支援、対策というのも必要だというふうに考えますので、そういう取り組みもあわせて強めていくべきだという点も申し上げておきたいと思います。

次に京丹波町の農業振興の柱に安心・安全な農産物の生産を位置づけて、町独自のこの農産物、安心・安全な農産物、認証制度の取り組みについて6月議会で質問いたしまして、答弁としては研究したいという答弁でございました。認証制度のこの導入を早く決断をして、早く取り組むべきだと。安心・安全な農産物の生産・販売というのは、各道の駅の魅力にもなるわけですし、集客にもつながるということになります。どのような取り組みを考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 独自の認証制度を設ける市町村は増加しております。現在、ほかの市町村の取り組みを参考に研究しているところであります。特に、認証制度の実施においては、安心、安全な京丹波町産農産物のPRにつながるものでありまして、認証の要件や審査方法など生産農家や関係機関、朝市等直売所の皆さんと慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 慎重に取り組んでいきたいということでございますけれども、やはり

期日といたしますか、時期を決めて取り組んでいくと。一日も早いそういう実行といたしますか必要やと私は思うわけですが、町長も一般質問の答弁でも、やっぱり一つにはそういう日頃作っているものを出荷することは大事だとか、米についても売れる、そういうことが非常に大事だということを言われてるわけですが、やはりそういう点から言いますと、独自のそういう町としての認証制度というのを設けて、それを安心・安全な農産物として売り出していくということが非常に消費拡大、販売にもつながっていくと、こういうことに思うわけで、やはり一定のこの期日といたしますか、めどをもって取り組んでいくことも私は必要だと思うんですけども、そういうことについて実施するというのであれば、時期をいつの時点に置いておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 行政というんか、役場もできたらよいなと思っんですけど、これきんでも売れとうさかいにしはらへんのか、その辺ちょっとわからんもんで、よく事情を。まず生産者の意識というんか考え方をしっかりつかむ必要があるなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 6月議会するときにも、南のまちの例をあげましたが、やはりどこが主体的に進めていくかということになるので、やはり町が農業振興の一つとしてやはり呼びかけて、仕組みづくりにやっぱり取り組んでいかなければ、今の町長のお考えではまちのそういうことではなしに、やっぱり町が主導的にやっぱり提議をして、そして生産者や独自のそういう取り組みに進めていくというそういうことが私は大事だと思うんですが、そういう点では一定の目標年度を決めて、それに向けて取り組んでいくということだと思うんですが、改めてその点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 認証制度そのものは消費者の安心につながるさかい非常によいと思っ
てます。何も反対するものでも、止めるものでもないんで、早くつくらはったら。山田議員
さんは町が行政が中心になって言うてはるわけですけど、主に私は出荷者というんか
生産者の気持ちのほうが高く受けとめてこれ進めていかんと、なかなか難しい問題が後で発
生するんじゃないかというふうに心配しているという意味の話をさせてもらってるというこ
とです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） もちろんそういう生産者の自主的な力といいますか、そういうのは大事やと思いますが、やっぱ出発の働きかけがやっぱし行政が一定のそういう普及センターや関係機関との調整やそういうものとの協力も必要ですので、やっぱりそこから出発をして、そしてそういう組織が立ち上がれば、そこが自主的な運用を進めていくというそういうことが私は大事であるし、必要だということで申し上げたので、そういう取り組みを求めておきたいというように思います。

次に有害獣対策について伺っておきたいと思います。有害獣のこの対策の中心であります有害駆除というのは行政の責任であるということは、町長もこの前の答弁で明らかにされております。有害駆除対策の有害鳥獣捕獲事業については、京丹波町の猟友会に委託をしております。その委託内容を見ますと、委託料として年間200万円、その他に弾代として年額36万円、さらに保険料に対しても助成をするということになっております。駆除の奨励金としてイノシシは一頭捕獲ごとに1万5,000円、シカは2万円、そして駆除をしたイノシシ・シカは処理費として4,000円支払うということになっております。この委託内容を見ますと、イノシシの子どもウリ坊について特段の定めがありません。これまでウリ坊についても奨励金の対象になっておりましたが、このウリ坊を捕獲しても奨励金がもらえなくなったと聞くわけですが、いつから対象外になったのか伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） イノシシの子どもを駆除の対象から外したことはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今駆除の対象から外してないということですが、それでは駆除の会員がそういうことを言われておるということは、事実でないのかどうか。委託契約書の中でもちゃんと報告を求めることになっておるわけですが、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただ今の町長の答弁にもございましたとおり、イノシシの子どもウリ坊について外したことはないということであります。調査等、猟友会等とで行いましたところ、ウリ坊については猟友会のほうで若干不正行為があるというようなどころも証拠等はないわけではございますけれども、その辺のところの観点からウリ坊に対する報奨金のほうについては猟友会のほうで辞退をされるというようなどころで現在は聞かせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 猟友会の判断だということでございますけども、本来被害を受けている私ども農家であれば、頭数を減らしてほしいという思いでございますし、町も生息数を減らすということを大きく打ち出しておるわけでございますので、やはり大きくなる前の子どもといたしますか、ウリ坊を捕獲をして駆除するということは、非常にそういう点でいうと大事だと思うんですけども。やはり猟友会が判断をされとるということでございますけども、町が駆除については責任を持っておるわけでございます。本来猟友会の目的を考えれば、イノシシを大きくしてから狩猟をするということが当然かもしれません。そもそも猟友会に有害駆除の全てを委託するということではなく、町が責任をもってこの事業を行うと、有害駆除事業を行うと。駆除員も捕獲隊も町が主体性を持って組織して行うということが、非常に大事になっておるんじゃないかと。不正があったということでございますけども、本来はその認定、不正かどうかというのは町が判断するということやと思うんですが、その点についてあわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 捕獲につきましては、捕獲はいただくんですけども、報奨金のほうについては辞退をされておるといようなことになっておるということでございます。不正の行為については、そういうような恐れがあるといようなことで、猟友会のほうで判断をされておるところでございます。最終猟友会のほうから書類、また証拠の写真等も出していただいております、最終判断は町のほうで今現在も実施をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 猟友会の判断ということでございますけども、以前このウリ坊については、いわゆる報奨金を半額にしてでもやっちはどうかということも申し上げたこともあるわけでございますけども、やはり一頭に対する金額が非常に大きいと。子どもですんで、おりに数頭入る場合も多いわけございまして、非常にそういう点でいうと金額も大きくなるわけでございます。実際にどういうことがほんなら現場では起こっておるかということを実際に知っておられるのかどうかと。私は現場を見たわけではありませんけども、実際に駆除をやっておればウリ坊が入ったと。実際それが奨励金の対象にならなければどうするかと。処理をして処分をせんなんわけですから。知らんと間にそのおりになくなつたというこ

ともあるようでございます。そういうことが現場の実態として起こるということは、あつてはならんことだと。駆除をしっかりと対象にして駆除をするということを基本にしなければ、何のための駆除事業やということになると思うんです。その辺について不正があったとかいうことであれば不正をただせばいいわけでございますが、不正が起きないようにきちっと進めていくということが、これは当然行政の責任ですし、委託をしておる町としての責任がそこにあるわけでございますので、その点についてもう一度伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） そのウリ坊の捕獲でございますけれども、捕獲されたものについては補殺をいただくように猟友会のほうを指導しておるところでございます。また不正の対策につきましては、現在担当課のほうで検討をしております、今後調整を行った上で進めてまいりたいというように思っております。今現在ではまだ決定をしておりますけれども、決定次第また報告はさせていただきますというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町長、改めてお尋ねしていきたいと思ひますけれども、実際に今ありましたようにウリ坊については、猟友会が自主的に報奨金の対象としていないということでございますが、実際に幾人かの方に聞いておりますと、その人ではないようでございますけれども、報奨金の対象にならないと。おりに入らなかつたけど、また大きくなってこいよということですね。そういうこともあるんだということを知りわけですね。やっぱりそういうことが実際に私どものところへ耳に入ってくるということは、どうなつたんだということですので、やはり報奨金を半額やたら半額にきっちり支払って、そして駆除をしっかりとやっただくと。実際前年度と今年度のウリ坊の比較をすれば、相当頭数が私は減つてると思ひますね。そういうことがされないように、しっかり町が主体をもってやるべきだというように思ひますし、そういう面ではやっぱり町がもっと対策室などの体制をしっかりと強化をして取り組んでいくということが必要やと思ひますけれども、町長の見解伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員さんとうちの栗林担当課長の質疑聞いてると、山田議員さんのその個別の情報がちょっと不確かなんやないかなというふうに感じとるんです。最初ぴりりと言うたようにウリ坊を報奨の対象から外したことはないんですね。それは今年はまだまウリ坊少なかったんやないですか、その数字は。そんなことまずないですよ。そりゃあんだ

1万5,000円もらえるんやさかいね。わざわざ放して大きいして返ってこいよなんてそんな悠長な人はいないですよ。多分話聞いって誤解があるんやないかなって。たまたまちょっと疑義があるということで、こちらも慎重に、そうかいうて確証を持てんことを行政できひんて。そこをやっぱり猟友会が自分らできちっと整理しようということで、一頭だけ遠慮したはるんは。ほか何も遠慮してはらへんで。ウリ坊が入ったら補殺して報奨金の対象にきちっとなってるんで、その辺は心配してもらわんでよいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっとその理解の違いがあったかもしれませんが、私が聞いておるのは一頭だけじゃなしに、ウリ坊については対象外になったと報奨金の。だからそういうことが起こるとるんだということ私申し上げたんですね。だからその判断は猟友会がしておるということを課長は言うたんですけども。1頭だけ不正があった分だけじゃなしに、ウリ坊については全般的に奨励金から対象から猟友会というのはしてませんという、そういうことなんでね。町は当然この委託の中身において対象にしとるわけですけども。そこに大きい違いがあるんでね、私が申し上げたのはそこなんです。だから言われるように不正があった分だけ外したいというのは、これ当然やと思うんですね。そうではなしに、ウリ坊を全て対象外から外しとるということ私申し上げたんで、そこはもう一度改めて事実確認もしていただきたいというように思いますので、その点申し上げておきたいとします。その対策室など体制強化の問題をあわせて申し上げたんで、その点についての見解があれば伺っておきたいとします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども申しましたとおり、その1頭同じ認識で理解いただいとること私もわかりました。ほかについては、栗林課長がそういう答弁したかどうかわかりませんが、そういうちょっと意味違うと思います。そういうふうに受け止めていらっしゃるとしたら。今までどおり報奨金出してますんで、仮にウリ坊であっても1万5,000円ちゃんと出してるんで。放さはるといことはまず考えられません。たまたま数字が減ったとしたら、かなりイノシシご承知のとおり減ってますんで。だから子どもも減ったんやないかというふうに思います。前回反対にどっちかいうたらこの議論、ウリ坊は半額にしたらどうやとかいうご提案いただいたときに、ウリ坊か成獣かわからんさかいに、小さいイノシシも一律1万5,000円報奨していきますというのが趣旨ですので。減らしていきたいという思いでおりますので、その辺はご理解いただいたらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 対策室の答弁はなかったんですけども、私駆除員の方からそういうこと、猟友会からそういう通知があったということ聞いたので申し上げたと。その点については確認を私はしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

有害対策の2つ目なんですけど、集落が地域集落やとか、地域が有害駆除防止の電気柵、フェンスの設置など補助を受けるために毎年秋にこの要望の受付けを町は行いまして、次の年の当初予算で取り上げる、こういう方法を本町はとっておるわけでございます。議会にも要望が出されておるわけですけども、この有害駆除の被害といえば待ったなしやと。申請受け付けというのをせめて年に3回にしてほしいというこういう要望が出されておるわけでございます。当然担当課にも要望があると思うんですけども。他の地域でもどうにもならないということで、ホームセンターなどで資材を購入して対応したけども、助成は何とかならんかとそういう相談も受けるわけでございますけども、有害対策を最重点項目にあげて取り組んでいるわけですから、その受付けについても改善をすべきではないかと。緊急時については受付けをしておるといことも聞くわけでございますけども、やはりそういう集落や地域、年何回というのはっきり示すということが私は大事やと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣被害防止施設設置事業をはじめとする農林漁業関係補助金の要望の取りまとめは毎年11月頃に行っております。計画的に要望いただきますと、次年度当初から施工いただけますので、効率的に施工できると考えております。また年度途中において補助金申請の要望があった場合は、緊急性も考慮し随時内容を確認しながら補正予算で予算を確保し対応しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 現在の状況を町長のほうから説明していただいたと思うんですけども、もう少し町民や該当するそういう農家組合や地域に対しても、そういうように説明をするならするというように私はすべきだと思うんですね。一応基本的には今ありましたように11月で受付けで終わりですよという説明をしておりますので、それ以外に要望なかなか出てきにくいと。よっぽど困って相談があった場合に、相談にのつとるという状況だと思うんですけども。やはり要望にもあったように年間3回は受付けをしますよということの柔軟性をもって、そういう被害にあったときの緊急対応として私はすべきだと思うんですけども、そ

の点についてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今も町長のほうから答弁がございましたとおり、緊急的なものにつきましては相談を受け、内容を精査した上で補正予算で計上させていただきまして、お認めをいただいて事業のほうを進めておるところでございます。やはりこの有害鳥獣の柵等の設置については、当初予算に反映させて事業を実施していただくのが一番効果的な時期に有害の柵が設置できるということもございます。そういったことも含めまして、11月に各農家組合等から要望調査を行って、予算の確保をしっかりとさせていただきまして、事業の実施をお願いをしておるところでございます。先ほども言いましたけども、やはり野生鳥獣でございますので、片っ方を囲むと反対側からまた入ってくるということで、どうしようもない場合については緊急的に補正予算で対応しておるところでございますので、よろしくをお願いをしたいというように思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 毎年秋の受付前に、農家組合長や集落の区長さんなどにも説明もされるわけですが、そういうときに今言われるように緊急の場合には相談に乗りますよということはしっかり伝えていただいて、そういう対応もできるんだということも明らかにしておくべきだと思いますので、その点見解伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ご指摘の点につきましては、今年度ですけれども周知の文書等で対応させていただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 第2点目に安全、安心なまちづくりについてお尋ねをいたします。近年異常気象ということで、ゲリラ豪雨、竜巻が起こるようになってまいりました。一部地域に集中した暴風雨で被害もこれまでの予想をはるかに超えるものとなっております。住民の安全を守るために消防団の役割というのは非常に大きいわけですが、どの地域でも団員の確保が大きな課題となっております。特に昼間の火災などのときは町内で勤務、仕事をしている団員が少ないために、すぐに消防自動車を出せないこともあり、団員確保とあわせて大きな課題であると聞いております。旧町時代ではありますが、消防団を退団をした方を中心に組織をした第二消防のような組織ができないのかと、そういう声をたびたび聞いておりました。一昨日の一般質問で篠塚議員から機能別消防団の提案もありましたが、消防団OBを

OB 団員として、消防団員のOB やとか、消防吏員OB を採用して、特定の災害にだけ従事させる制度というようにされております。公務災害も団員同様に補償されるということになっております。こうした制度の活用で、昼間の火災などの緊急時に消火活動などに参加できる人を対象に組織することはできないのか伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず大前提としまして、消防団員の方には定年制を廃止しておりまして、退団せずにできるだけ長く在籍していただきたいと考えております。可能な限り消防団に所属していただき、団員として長く活動していただくことが一番であると考えております。またその上で、退団された方には地域防災のリーダーとして頼れる存在であっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） お尋ねしたのは退団したOBの方々を組織した機能別消防団員としてそういう組織ができないのかというように今お尋ねしたんですが、以前は団員消防というようなこともあったわけでございますけども、いろんな災害の事故のときの問題とか、そういうこともいろいろ課題になっておりましたが、一昨日の質問にありましたように機能別消防団員というのは、一定災害補償もできるという制度になっておりますので、京丹波町としてもやはりそういう昼間の災害、火災などに対応するためにもぜひ私は必要だと思うんですけども、そういう組織をして機能別消防団を組織していこうということのお考えはないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消防団を退団された方を中心に第二消防団のような取り組みということですが、本町ではおもに区や自治会などを基盤とした自主防災組織の育成を定めて、育成に力を入れております。京丹波町自主防災組織育成事業費補助金交付要綱を定めて推進しているところです。自助、共助なくして災害への対処は不可能であるとそうした考えから、消防団、OBに限らず地域全体で助け合う組織づくりを進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） いろんな災害は危険を伴うということで、そういう面では公務災害のようなそういう制度がしっかりあるという今申し上げたOBを対象にした機能別消防団と

いうのも非常に私は大事だところ思うんですけども、そういう地域、集落で自主防災組織ということを言われますが、その人たちについてそういう災害のときの補償などしっかり公務災害として対象となっておられるのかどうかあわせてそれでは伺っておきたいと思います。機能別消防団についてはそういう考えはないということなのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今申し上げておりますように、まずは退団をされました方というのはやっぱり地域に帰っていただいて、その中心として消防防災の要として活躍をいただくということがまず第一ではないかというふうに考えておりますので、そういった方々の活動に対します災害補償でございますけども、一般的に公務災害の補償の消防団の活動と、活動支援とかそういった部分につきましても公務災害の対象となってくるというふうに考えております。また一昨日の篠塚議員の答弁にも町長が答弁をしておりますように、機能別の団というような組織につきましては、現在のところ考えていないということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 次、安心、安全なまちづくりにかかわって、原発の再稼働について伺っていききたいと思います。福島原発事故以来、日本の原発は一基も稼働しておりませんが、安倍内閣による原発再稼働推進の方向で国民の6割が原発再稼働反対のこの世論を無視して、九州の川内原発が再稼働されました。次に再稼働を予定されておるのが高浜原発でございます。京丹波町も30キロ圏内に位置しており、実現可能な避難計画など求められておるわけでございますが、対応策についてどのように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高浜原子力発電所3、4号機については、現在福井地方裁判所における稼働差止め仮処分決定がなされております。現在異議申し立てによる審議中であり、司法の判断を注視しているということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 新聞報道でも31日に協議会が開催されたという報道も関係自治体に報道されておりましたけども、そういう中でのいろんな報告も若干新聞報道されておったわけでございますけども、現時点ではそういう稼働に動いていないということで確認をしておきたいと思います。あわせて行政自らが再生エネルギーへの取り組みや公共施設のLED化の推進など、計画的に取り組むべきと考えるわけですが、見解を伺っておきたいと思いま

す。一昨日の一般質問で町有地の活用で太陽光発電も検討の一つという考え方も示されました。原発再稼働反対の立場からも積極的に取り組むべきと考えますが、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、再生可能エネルギーの活用を目的に瑞穂小学校などに太陽光発電システムを設置しております。また、本年度丹波ひかり小学校及び道の駅「京丹波味夢の里」に太陽光発電システムを設置しまして、徐々にではありますが、再生可能エネルギーの活用を進めております。しかしながら、現在関西電力において京丹波町に係る50キロワット以上の発電機の系統連系を制限している状況でありますので、太陽光エネルギー等再生可能エネルギーの積極的な取り組みにつきましては、今のところ抑制せざるを得ない状況にあります。また、公共施設へのLED化につきましては、各施設において計画的に推進するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 3点目に戦争法案について伺っておきたいと思います。今戦争法案をめぐる動きは大きな山場を迎えておりまして、8月30日には全国で1,000カ所を超える地域で集会が開かれまして、大きなうねりとなっております。国会議事堂を包した12万人の方は、これまでの最大規模で全国では数十万の人が法案反対の声を上げました。今回の安全保障法案に反対する人たちの特徴というのは、一人ひとりの意思や思いで集まってるといわれておりますし、多くの学生、学者の会の皆さん、弁護士、大学教授や音楽家、芸人、文化人、青年、若いお母さん、創価学会の会員さんも池田さんの教えは戦争反対と声を上げておられると聞きます。また一人の学会員の方が9,143筆の署名を公明党の山口代表に届けるために東京に行ったということや、二見元公明党副委員長も戦争法案反対の集会に参加をされたことも報道されております。今緊迫した状況の下で、政党政派、思想、信条を超えて戦争法案反対の声は広がっています。安倍内閣はこの9月の14日の週に強行採決の日程をさぐっているというように言われておりますが、国民の声を無視した強行は日本国憲法を蹂躪するだけでなく、国民主権を否定するもので、国民は選挙で自民党に多数を与えましたが、憲法を無視した解釈までは与えていません。集団的自衛権を行使をしようとするれば、憲法改正を国民の声で行った上で行うべきであります。議会も6月議会で意見書をあげましたけども、これは慎重審議を求める意見書でありましたけども、安全保障法案が必要とこういう立場でありました。今国会の中で本当に審議が進めば進むほどこの憲法の平和主義

や、専守防衛の原則が守られないことがあきらかになってきておりますし、またあわせて中国は政府としては脅威とみなしていないということも岸田大臣も述べております。このように本当に今そういうことが必要なかどうかということ、そしてあわせて共産党の小池 晃参議院議員や、仁比参議院議員が暴露しましたように、安全保障法案が自衛隊の軍事行動への歯止めを持たないこと、米軍指揮のもとで自衛隊が行う行動、計画が明らかになって、自衛隊の暴走、まさしく戦争法案そのものだという指摘もされております。最高裁の元長官からも集団的自衛権の行使を認める立法は、憲法違反と指摘をされております。そういう大きな声が出ている中で、本当に今国民の声、今国会で成立さすべきでないという声は7割以上にのぼっているという状況であります。今この動きの中で町長は戦争につながる法案には反対の態度を表明されておりますが、今審議中の安全保障法案は戦争につながる法案であることは明らかです。町民を代表する立場から反対を表明して、内閣にその旨を文書で送付すべきと考えますが、町長の見解伺っておきたいと思っております。あわせて戦争法案反対の集会での挨拶をするなど、行動も起こすべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私はこれまでから一貫して申し上げてきたとおり、国民として憲法を守っていくのは当然のことであり、安保法制の改革には反対するものですが、国政の場においてしっかりと議論尽くされるべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 与謝野町の町長さんがこの法案に対する2つの重大な問題があるということと言われております。そういう立場に立っていただきたいということもあわせて申し上げときます。

○議長（野口久之君） これで山田 均君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は28日に再開しますので、定刻までにご参集ください。大変ご苦労さんでございました。

散会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山内武夫